

農業を通じた自立へ向けて

地域における
「働きづらさを抱える方の就農支援」の手引き



一般社団法人全国農業会議所
全国新規就農相談センター

2021年(令和3年)3月

はじめに

本書では、令和2年度に実施した「地域の新規就農サポート事業」の先行事例調査やモデル事業などを通じて得られた知見をもとに、主に自治体の農業担当部局が起点となり、地域農業者の雇用・労働力ニーズと、働きづらさを抱える方の就労準備・就労訓練・キャリア形成・就労を通じた自立を目指す福祉側のニーズをマッチングし、働きづらさを抱える方が、地域の農業を通じて経済的自立を目指すサポートを行う体制を構築するための要点をまとめました。

雇用環境が厳しい中で、不安定な就労・無就業などになり、働きづらさを抱えひきこもる多くの方がいます。これらの方は様々な支援等の狭間にあり、十分な支援を受けることができず、社会から孤立する状況にあるとみられます。ひきこもり状態にある方は、15～39歳は54.1万人(平成27年)^{*1}、40～64歳は61.3万人(平成30年)^{*2}いるとされており、このうち3分の1が就職氷河期世代であり、さらに実際には把握されていない方が多くいるとされています。

「ひきこもってしまっている」「社会に出る自信がない、どうしたらいいのかわからない」「働く自信がない」「正社員になりたいがうまくいかない」「スキルアップのための時間とお金がない」などの働きづらさを抱えながらもスキルアップを目指す方、安定就業を目指す方は、就労のためのきっかけ、就労準備、安定的な就労の機会を必要としています。

本書は、様々な理由で働きづらさを抱える方が、その個性や意欲に合わせた働き方で、地域の農業を支える一員として活躍できる地域社会の実現を目指します。

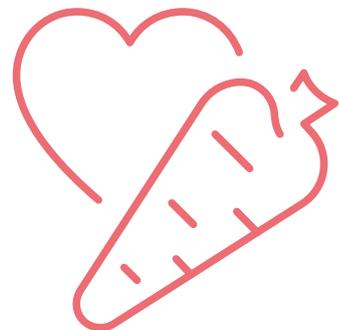
令和3年3月

一般社団法人 全国農業会議所



農業を通じた自立へ向けて

地域における「働きづらさを抱える方の
就農支援」の手引き



- P.3 働きづらさを抱える方の自立とは？
- P.4 農業を通じた自立の道筋
- P.5 【制度にかかる用語の解説・規定】

GUIDANCE

- P.7 **01** 農業を通じた自立の可能性
- P.13 **02** 地域の相互理解と連携
 - P.14 STEP.1 地域の連携体制構築
 - P.18 STEP.2 相互理解
- P.21 **03** 自立へ向けた支援のステップ
 - P.23 STEP.1 農業での就労準備
 - P.26 STEP.2 ゆるやか就農（中間的就労）
 - P.30 STEP.3 農業を通じた自立（雇用就農・独立就農）
- P.35 **04** 働きづらさを抱える方を
受け入れるにあたっての留意事項



CASE STUDY

- P.41 **05** 事例紹介
 - P.42 事例紹介01 大阪府・泉佐野市
 - P.52 事例紹介02 高知県・安芸市

INFORMATION

- P.60 【事活用可能な省庁の事業／問合せ先】



働きづらさを抱える方の自立とは？

本書では、働きたい意思を持ちながら、働きづらさを抱える方が、農業によって自立できるようにサポートするために必要な事項を、整理してお伝えします。

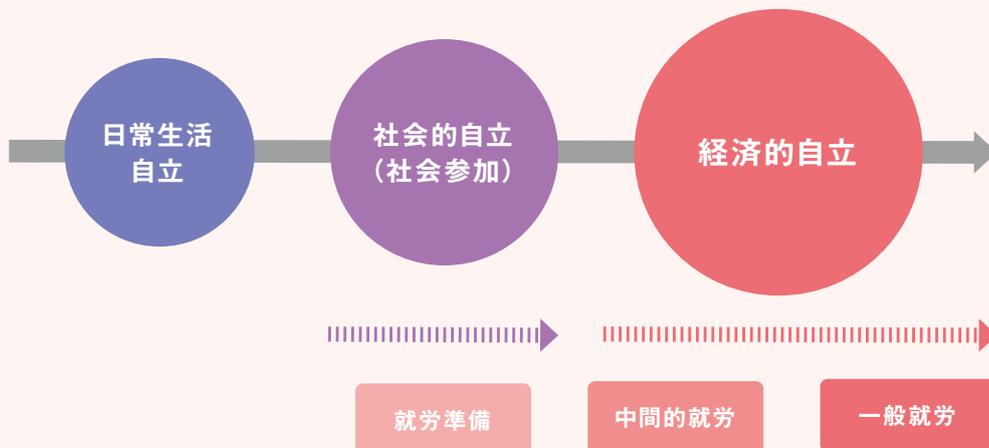
働きづらさを抱える方とは

様々な要因によって、働きたいけれど働くことが困難な状態にいる方を指します。

- ひきこもり状態にある方（自室から出ない、家から出ない、ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する等）
- 求職活動を積極的に行っておらず、通学や家事を行っていない方
- 困窮状態にあり生活を維持することが難しくなるおそれがある方
- 障害や疾患などを有している方等

農業を通じた自立サポートとは

- 当事者が地域社会の一員として、自分の役割を務めること（社会的自立）ができるように、農作業を通じた社会参加の場をつくります。
- さらに働きたい意識が高い方に対しては、様々な働き方を通じて、経済的な自立を目指すことができる支援と雇用環境の整備を目指します。



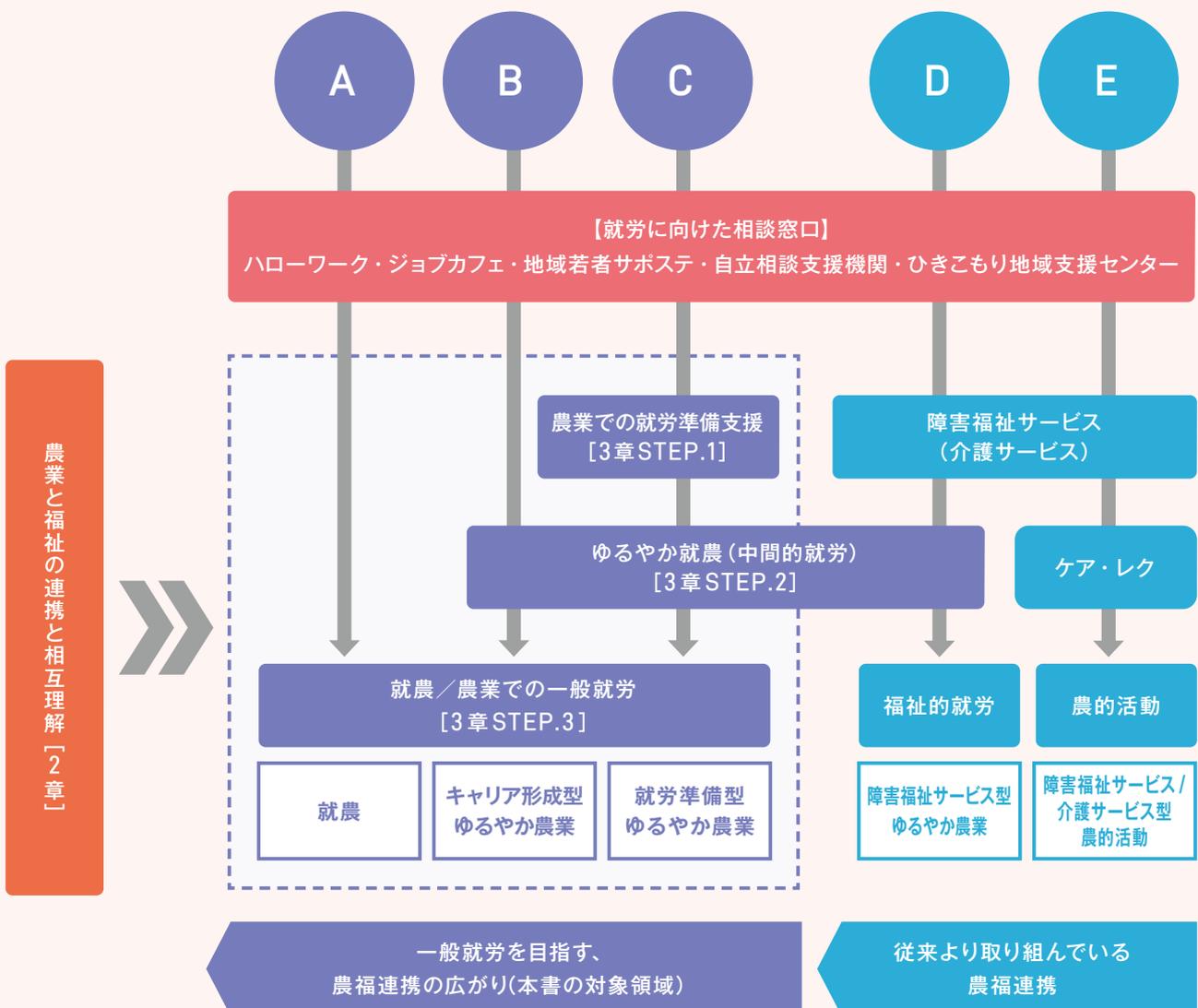
農業を通じた自立の道筋

働きづらさを抱える方は、様々な個性を有しており、就農に向けた道筋も多様です。まずは就農に向けた相談窓口が面談等を通じて当事者の個々人の意向や特性を見極め、当事者にとって適切な方法で、農業への道筋（プログラム）を用意します。

すぐにでも農業で働ける方（A）は、ハローワークや新規就農相談センター等を通じて就農が可能です。何かしらの支援が必要な場合（B、C）は、農業での就労準備支援、一定の収入を得ながら段階的に労働時間を増やしていく中間的就労（ゆるやか就農）を経て、就農へと向かいます。

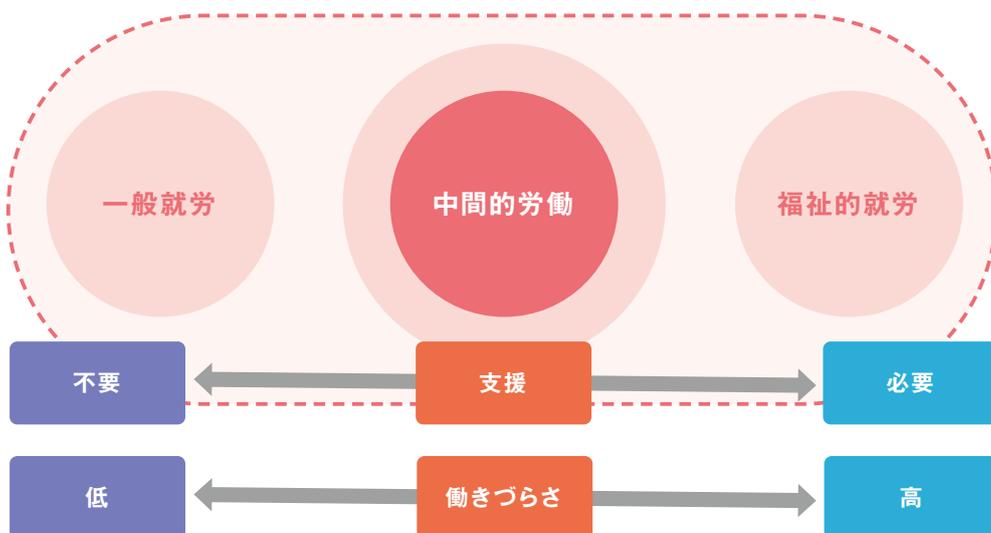
さらに支援が必要な方（D、E）は、障害福祉サービス等において必要な支援を受けながら、社会的なそして経済的自立に向けた就労訓練・就農に取り組めます（従来より取り組んでいる農福連携）。

〈働きづらさを抱える方〉



【用語の解説・規定】

<p>農福連携</p>	<p>農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。</p>
<p>一般就労</p>	<p>一般企業や公共機関等において、雇用契約を結び働くこと。 例：「雇用就農」「農業アルバイト」</p>
<p>福祉的就労</p>	<p>障害者等が、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（今後は、介護サービス事業についても想定される）等の支援を受けながら就労、または就労訓練を行うこと。 例：農業生産を行う障害福祉サービス事業所等での雇用</p>
<p>中間的就労</p>	<p>賃金などの対価を得ながら必要に応じて支援を受け就労に向けた準備を行うこと（主として雇用型が多い）。 例：フルタイムで就農する前段階として、短時間・決められた農作業を行いながら、徐々に労働時間を伸ばしていく働き方</p>



【制度にかかると用語の解説・規定】

◆生活困窮者を対象とした事業

(生活困窮者自立支援法に基づく事業)

就労訓練事業	直ちに一般就労が困難な方を対象に、事業者が自治体の認定を受け、支援付きの就労の場を提供するものです。生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関からのあっせんで訓練を行う。雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する「非雇用型」と雇用契約を締結した上で、支援付きの就労を行う「雇用型」に分かれる。
就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。

◆障害のある人、難病等のある人を対象とした事業

(障害者総合支援法に基づく事業)

就労移行支援事業	就労を希望する障害者につき、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う事業。
就労継続支援事業	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。 雇用契約を結び、最低賃金以上を得る就労・訓練機会を提供する「A型」と、雇用契約を結ばずに就労・訓練機会を提供する「B型」の2種類がある。

◆就労支援に関する事業比較

	就労訓練事業	就労準備支援事業	就労移行支援事業	就労継続支援事業	
				A型	B型
根拠法	生活困窮者自立支援法		障害者総合支援法		
対象者	生活困窮者		障害等を有する者		
	状況	直ちに一般就労が困難な人	一般企業等への就労を希望する人	一般企業等での就労が困難な人	
	年齢制限	なし	原則18歳-64歳※		なし
目的	実際に働きながら、企業等で働くためのスキルを身につける	就労するために必要な支援を受けながらスキルを身につける	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
雇用契約	締結しない「非雇用型」と締結する「雇用型」に分かれる	なし	なし	原則あり	なし
報酬(賃金・工賃等)	あり(雇用型)	工賃等の支払いは可能	原則なし	あり	あり

※ 65歳以上の者も要件を満たせば利用可能

01



農業を通じた
自立の可能性

GUIDANCE

POINT 1

働きづらさを抱える方への農業の効果

農業は、生き物や自然を対象とし、様々な作業があり、適度なコミュニケーションが必要とされますので、様々な理由で働きづらさを抱える方の悩みや課題などを解消するための効果が期待されています。

働きづらさを抱える方への農業の効果

1	個性を活かせる仕事がある	働きづらさを抱える方の中には、得意分野と不得意分野の幅が大きいことが働きづらさの要因となっている方もいます。農業には、圃場の整備から種まき、収穫、出荷まで様々な作業があり、作業の役割分担を工夫することで、そのような方が持っている本来の力が発揮できる機会を提供できます。
2	達成感を得やすい	農業は生き物を相手にする仕事です。芽が出る、花が咲く、実がつくなど、日々の変化を間近で感じることができます。自らの働きが農作物の成長という目に見えた成果につながることによって、達成感を得ることができます。この達成感の積み重ねにより、失っていた自己肯定感の回復につながることを期待できます。
3	生活環境の改善	長期間ひきこもり状態にあった等の理由で昼夜逆転の生活になっている方にとって、日中に体を動かすことの多い農作業は、普通の生活リズムを取り戻すことに適している作業だといえます。太陽の下で働き、農作業で心地よく疲れ、夜の睡眠をしっかりとれるようになったという事例もあります。
4	コミュニケーション能力の向上	働きづらさを抱える方の中には、他者との関りに不安を感じている方もいます。農業は共同作業を行うケースが多く、他者とのやりとりが、自然と対人コミュニケーション力の向上につながるといわれています。また、農業を通じて、地域で様々な人々との関係を持つことができ、自らの居場所を持つことができます。
5	新たなキャリア形成	働きづらさを抱える方が農作業の技術を習得することで、人手不足という課題を抱える地域農業における貴重な担い手として期待される存在になります。農繁期の農家を手助けする仕事から、農業法人等での常雇、地域での新規就農まで、様々なキャリア形成の道を視野に入れることができます。



POINT 2

地域農業への好影響

働きづらさを抱える方を農業に迎え入れることは、農業経営に対して様々な好影響が期待されるだけでなく、地域において誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現につながります。

地域農業への好影響

1	農作業の効率化	働きづらさを抱える方を受け入れるに際して、当事者の個性を引き出すために作業工程の見直しを検討することがあります。例えば、熟練度が求められる作業か否かを分類し、習熟度に応じた作業分担を工夫する取組は、農作業の効率を高めるとともに、農作業の経験が少ない方に農作業の手伝いを依頼する際のノウハウを貯めることにもなります。
2	農業経営の発展	上記のような農作業の分類・分担の見直しを行うことで、習熟度は必要ないが時間を要する農作業から解放され、自らの技術が必要となる作業や販路開拓等の営業活動に多くの時間を割くことができるようになります。結果として収量増や収益向上等、経営体としての発展につながります。
3	職場の環境改善	従前からの従業員とは異なる個性を持った仲間を職場に受け入れることによって、従業員の間で、他者を思いやる雰囲気が醸成されると言われています。より丁寧で分かりやすい指示を心掛ける、作業上での安全性を高める配慮を行う等、働きやすい職場づくりに向けた従業員の意識が高まります。
4	地域社会における農業の価値向上	働きづらさを抱える方に就業機会を提供するにあたっては、支援・福祉関係機関等の様々な方と関係を持つことになります。それらの関係機関と協議しながら、誰もが活躍できる地域社会の実現のために協働することは、地域社会における農業の価値向上につながります。
5	労働力不足の解消	農業の適性のある方の才能を見出し、地域農業の担い手として迎え入れることは、地域の抱える農業の人手不足を解消する方法のひとつとして有効です。新規就農者や有機農業を行う農業者など、労働力ニーズが高い農業者とのマッチングは特に有効です。



COLUMN

農業に多様な働き方を～ゆるやか農業・ゆるやか就農のススメ～

(一社) JA共済総合研究所 主席研究員 濱田健司

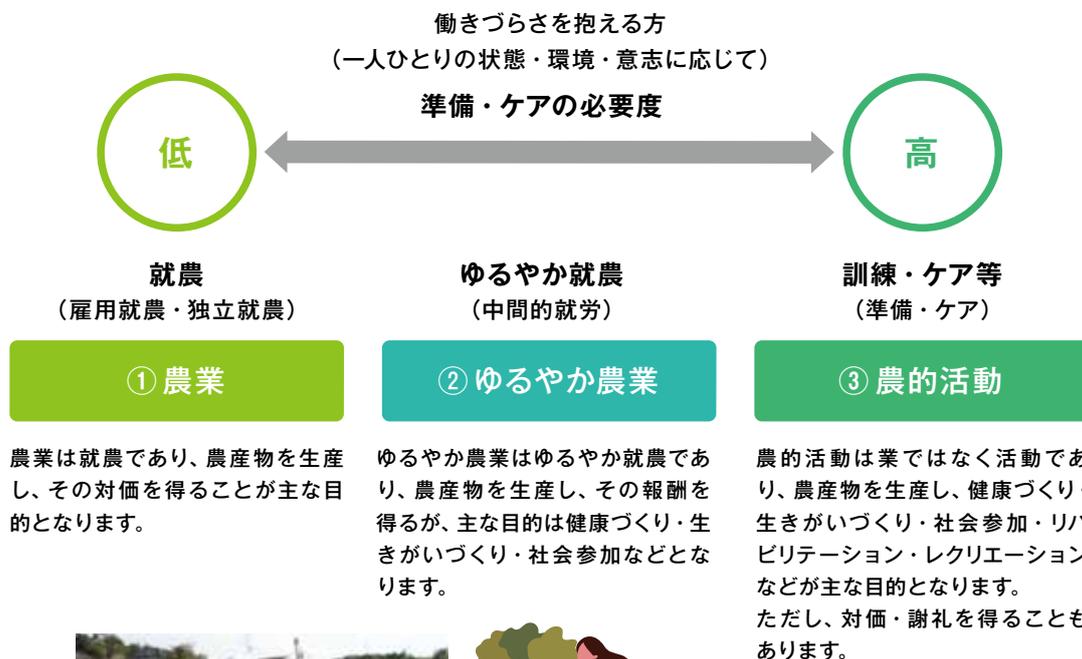
「農」は多様な価値をつくり出すことができます。経済価値のほか、教育・文化・環境保全さらには医療・介護などの価値を創造します。実は「農」にはその場にいるだけで、また動植物と接することで、癒やしなどの効果を発揮する「農の福祉力」があります。さらにいろいろな農作物等の種類や地域によって様々な作業があり、多様な人々が多様な働き方や活動に参加することもできます。

特に働きづらさを抱える方にとって、無理なく、自分のペースに合わせ、かつ社会参加をしながら就労の準備を行うことができるゆるやかに就農する機会は重要となります。一方で、このような「ゆるやか農業」を通じて、多様な人々に多様な働き方を提供していくことは、「農」の新たな価値創造となるとともに、今後の農業の新たな労働力・担い手の創出にもつながります。

農業活動は農業(①)、ゆるやか農業(②)、農的活動(③)に分かれます。

したがって働きづらさを抱える方にとっては、一人ひとりの状態・環境・意志に応じて、ゆるやかに働いたり、あるいは活動に参加する機会になります。

就業先としての農業の魅力



高知県安芸市

農業法人での就農

安芸市の農業法人「(一社)こうち絆ファーム」に就農したAさん(32歳)

安芸市では、以前から一般農家等で生きづらさを抱えた人たちの雇用をしていた、地元農家2軒が「もっとたくさんの働きづらい人の雇用先を増やしたい」という思いから、令和元年12月に「こうち絆ファーム・TEAMあき」を立ち上げた。

現在、安芸市の農業法人「こうち絆ファーム」で働くAさんは、当時は室戸市在で就職に失敗し、数年間ひきこもり状態となっていた。何度か職に就くも、毎回、期待されている成果を達成できない自分に対して、周囲からも否定的な見方をされていると感じ、長続きしない状態だった。

そんな中、室戸市福祉事務所がなんとか働ける場所がないかと安芸福祉保健所に相談した。保健所の担当者はAさんに、生きづらさを抱えた方に理解ある農家を勧めた。「しんどかったら1時間で帰っていいよ」というスタンスで、最初は短時間の勤務に始まり、徐々に農作業の腕をあげ、通い始めて2ヵ月後には室戸市から安芸市へ移住した。その際、家探しは保健所が行い、引っ越しは農家がサポートした。その結果、通い始めて1年後には「こうち絆ファーム・TEAMあき」に通所することとなる。工賃は出来高制で、最低賃金を超えることもある。現在はフルタイムで勤務しているが、自身の体調も考慮しながら無理なく働いている。

また、Aさんの現在の目標は独立就農で、将来的には自分と同じような境遇の若者を受け入れ、指導する農家になることが夢である。さらにAさんは地域農家に農福連携の理解を促す勉強会に登壇して、自身の活動を話すといった活動も行っている。



こうち絆ファーム





02



地域の 相互理解と連携

GUIDANCE

STEP.1 地域の連携体制構築

POINT 1 支援・福祉関係機関等と農業との連携

働きづらさを抱える方の就労や自立を主に担うのは、地域の支援・福祉関係機関等です。各機関は、それぞれの当事者に応じてキャリア形成、就労準備、訓練、ケア等に関するサービスを提供しています。当事者が信頼し、多くの情報や専門知識などを有するこうした機関と地域農業が連携する体制の構築を図ることが必要となります。

神奈川県藤沢市

行政の農業部署と福祉部署の連携

藤沢市では、子ども食堂への食材提供をきっかけに、農業水産課と生活困窮者等の支援を担当する地域包括ケアシステム推進室との連携が始まった。

令和元年に策定された藤沢市都市農業振興基本計画において、「高齢者、障害者、生活困窮者、困難を抱える若者等の社会参加に対し、農業がその受け皿となるような仕組みを構築」することが重点取組として盛り込まれたことにより、連携が加速。農業者、福祉関係者及び当事者と家族を対象にした「農福連携入門講座」を共同開催する等、行政内においても農福連携が進んでいる。



Case Study

滋賀県野洲市

地域の若者サポートステーションと農業法人との連携

障害者就労支援事業所を会員とし、障害のある人をはじめ、働きづらさを抱えた方の就労支援を行う「滋賀県社会就労事業振興センター」は、農業での就労を目指す自立支援プログラムの構築を構想。野洲市で農福連携に取り組んでいる「(株)きたなかふぁーむ」と地域若者サポートステーションとをマッチングし、働きづらさを抱える方への就労支援を開始した。

まず、「若者サポステ」の利用者のうち農業に関心を示した方への入り口として短時間の農業体験会を開催。今後は、数日間に及ぶ農作業体験等、徐々に農業との関りを深めるプログラムを準備し、将来的には地域農業者も加わる農業での就労支援を実現させることを目指している。



Case Study

◆連携が想定される支援・福祉関係機関等によるキャリア形成、就労準備、訓練、ケア等に関するサービス

	状態	支援・福祉関係機関等	キャリア形成、就労準備、訓練、ケア等に関するサービス
1	心身にケアを必要とする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関 ・福祉機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療サービス ・園芸療法
2	心身に障害を有する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・公共職業安定所(ハローワーク) ・地域障害者職業センター ・障害者就業・生活支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス ・就労継続支援A・B型事業、就労移行支援事業等
3	困窮状態にあり生活を維持することが難しくなるおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度 ・就労準備支援事業、就労訓練事業
4	困窮状態にあり生活を維持することが難しく自立への支援が必要である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所 ・自立相談支援機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度 ・被保護者就労準備支援事業
5	就労の前に一定の支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーション事業(地域若者サポートステーションセンター等) ・就業体験
6	キャリア形成が必要な場合 すぐに就労が可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所(ハローワーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介制度(ハローワーク、地方自治体の職業紹介事業、民間職業紹介事業等) ・一般職業紹介、若者への農業分野の求人先への紹介

※対象者は様々な「状態」が重複する場合がある。



POINT 2

中核になる農業法人・社会福祉法人等の確保

福祉の知見をもって就農による支援を行うことができる農業法人、または自ら農業生産を行っている社会福祉法人等は、働きづらさを抱える方への自立支援を独自で実施できる機能を有しています。

このような農業法人、社会福祉法人等を中核にして、地域の支援・福祉関係機関等や農業者・農業団体等と連携する体制を構築できれば、地域の就労支援を点から面に拡大できる可能性が高まります。

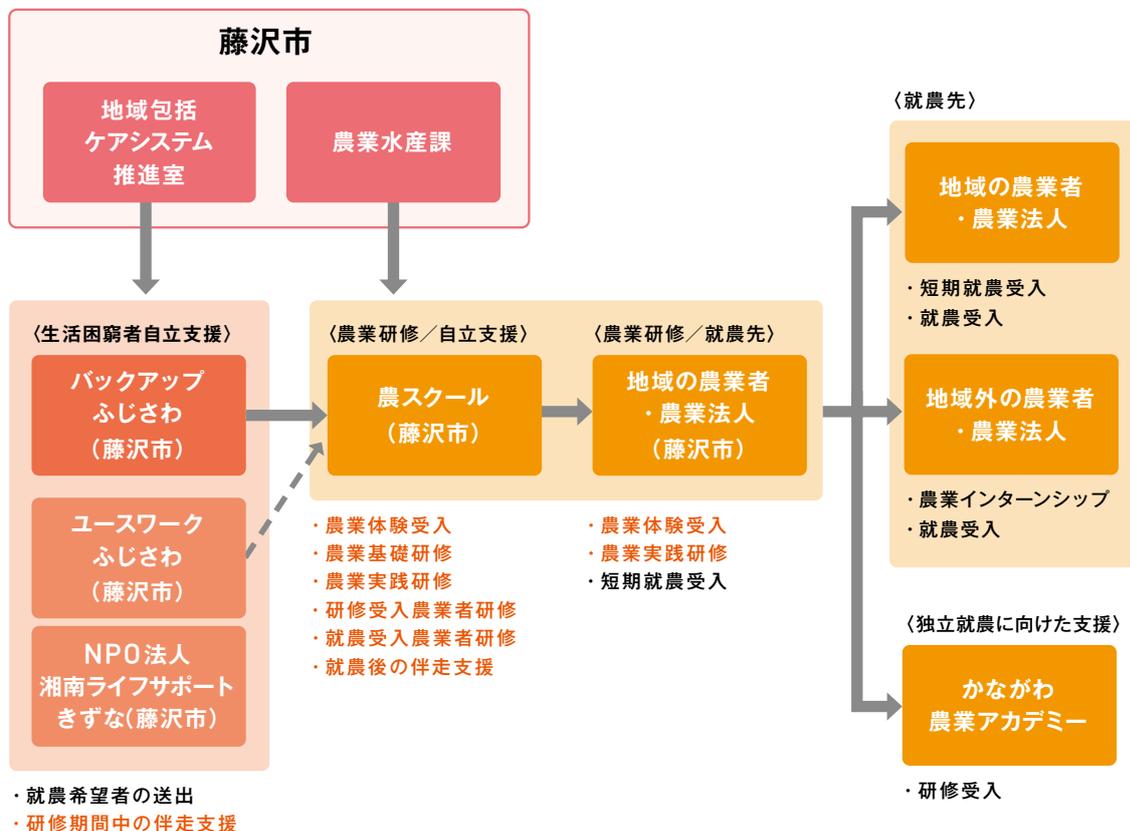
神奈川県藤沢市

行政と農業法人との連携

神奈川県藤沢市は、ひきこもりやホームレスに対する農業を通じた自立支援を独自に行っているNPO法人農スクールと連携した取組を行っている。「地域の新規就農サポート支援事業」を活用し、農スクールを中核にして地域の関係機関が連携する自立支援プログラムを策定して、働きづらさを抱える方の就農支援に取り組んでいる。

【農スクールの役割】

- 多様な媒体を活用した当事者に訴求する広報活動
- 当事者に対する農業を通じた就労支援
- 潜在的当事者へのアプローチによる直接受入れ
- 実践研修や短期就農を受け入れる地域農家への研修
- 地域の社会福祉機関から農業体験・研修の受入れ
- 当事者の就農に向けた支援、就農後のフォローアップ

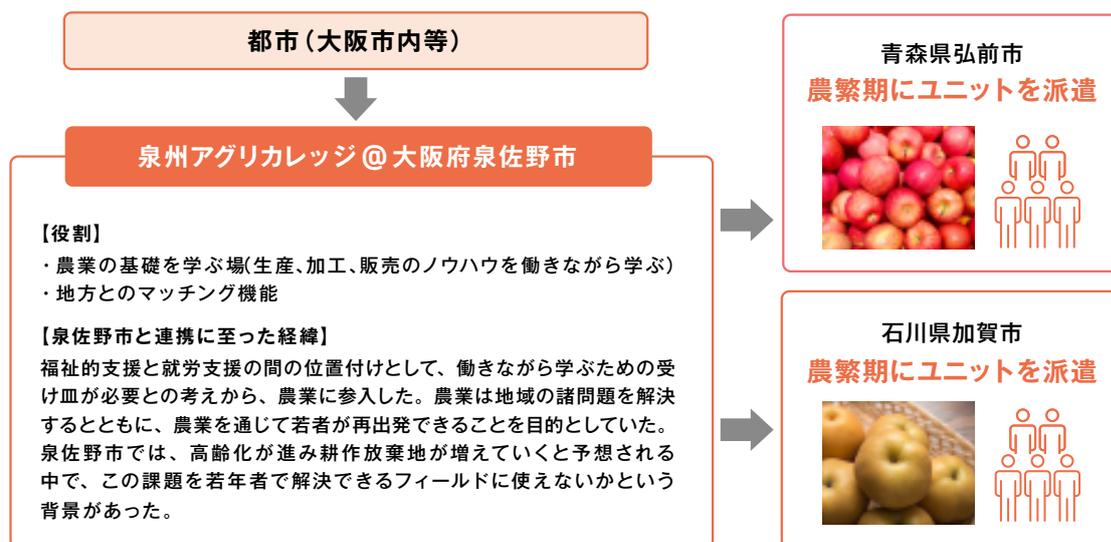


Case Study

大阪府泉佐野市

県域を越えて自治体と連携。ユニットを組んで農繁期に労働力派遣

「NPO 法人おおさか若者就労支援機構」と同機構の事業から生まれた農業法人「(株)泉州アグリ」は、大阪府泉佐野市と連携して就職困難者や若年者の人材育成事業を実施している。まずは泉佐野市にて「泉州アグリカレッジ」を実施し、農業の基礎を体験させる。次に希望者を集めて4~5人1組のユニットを組み、農繁期の労働力として県外に派遣も行っている。現在は、「都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業」の下で、弘前市と連携し、リンゴの収穫シーズンになると農作業を受託している。弘前市の取組に倣い、加賀市でもナシの収穫シーズンに同様にユニットを派遣している。



【役割】

- ・農業の基礎を学ぶ場(生産、加工、販売のノウハウを働きながら学ぶ)
- ・地方とのマッチング機能

【泉佐野市と連携に至った経緯】

福祉的支援と就労支援の間の位置付けとして、働きながら学ぶための受け皿が必要との考えから、農業に参入した。農業は地域の諸問題を解決するとともに、農業を通じて若者が再出発できることを目的としていた。泉佐野市では、高齢化が進み耕作放棄地が増えていくと予想される中で、この課題を若年者で解決できるフィールドに使えないかという背景があった。

令和2年度 農福連携支援研修

農林水産省は、農福連携を実践したり支援しようとする方が農福連携を総論的に学んでいただく機会を確保するため、昨年度に引き続き、農林水産研修所つくば館水戸圃場において、農福連携支援研修を実施しています。

(対象者) 自治体職員、普及指導員、JA職員、障害福祉サービス事業所職員

令和2年度 農福連携技術支援者育成研修

農林水産省は、農林水産研修所つくば館水戸圃場において、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスできる専門人材を育成するため、令和2年度農福連携技術支援者育成研修を実施しています。

(対象者) すでに農福連携の支援に関わっている方に限らず、これから関わろうとする方

例：個人農家、農業法人の構成員、障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者・職業指導員・生活支援員等、社会福祉士・精神保健福祉士、自治体職員（普及指導センターの職員や自治体職員OBを含む）、JA職員、障害者の雇用・就労を支援する民間企業や公的団体の職員、NPO 法人日本園芸福祉普及協会が認定する初級園芸福祉士・園芸福祉士、日本園芸療法学会が認定する認定登録園芸療法士・専門認定登録園芸療法士、特別支援学校高等部の教諭、研究者等

問合せ先 (上記のいずれの研修とも)

【内容について】

農林水産省 農村振興局
農村政策部 都市農村交流課高齢者対策班
代表：03-3502-8111 (内線 5448)
ダイヤルイン：03-3502-0033
FAX：03-6744-0571

【受講申込みについて】

農林水産省 生産局
技術普及課 研修指導班
代表：03-3502-8111 (内線 5201)
ダイヤルイン：03-3593-6497
メールアドレス：nouhukukensyu@maff.go.jp

STEP.2 相互理解

働きづらさを抱える方の農業を通じた自立に向けては、地域の農業関係者、福祉関係者・支援機関の相互理解だけでなく、当事者やその家族を含めた地域の様々な関係者・関係機関のお互いを理解することが必要です。

POINT 1

セミナー・交流会等による意識啓発と相互理解

地域の農業関係者、福祉関係者を対象に、働きづらさを抱える方に関する基礎知識や就労の受入方法、農業における実例を紹介するセミナー・交流会等を開催し、意識啓発と相互理解を図ります。

対象

農業分野からは農業法人、農家、JA職員、普及指導センターの担当者等、福祉分野からは、福祉施設の担当者、支援機関の担当者等

※可能なら、働きづらさを抱える方とその家族などにも参加いただくとよいでしょう。また指導農業士や青年農業士のリーダー、認定農業者等にも参加してもらい、地域農業のリーダー層に対する意識啓発にも努めましょう。

方法

シンポジウム、セミナー、交流会や勉強会といった様々な方法が考えられる。内容は、障害者就労の基礎知識に関する講座、農福連携や就労事例紹介、意見交換、ワークショップ(作業)等がある。

高知県安芸市

理解を深めるための講演会やワークショップを開催

安芸市農福連携研究会では農福連携の理解を広げ、深めることを目的として、年に一度「農福連携サミット」している。事務局を務める安芸市役所農林課が中心となり、農福連携の専門家を招聘して行われる講演会のほか、研究会のメンバーに農福連携の実情を紹介してもらっている。また、高知県安芸農業振興センターは農業者向けに農福連携を理解を促すチラシを作成。農業者が集まる各部会の会合等で配布している。

JAこうち安芸支所の無料職業紹介所では、働きづらさを抱える方を雇用している農業者と雇用経験のない農業者とが意見を交わす参加するワークショップを開催して、障害やひきこもりについての理解を深める機会を提供している。

こうした啓発活動の効果もあって安芸市では、働きづらさを抱える方が農作業の貴重な戦力になるという理解が浸透し、地域全体で雇用機会が提供されている。



Case Study

POINT 2

農業体験の開催による相互理解促進

農業に関心をもった方、職業体験等の一環として農業を検討している支援・福祉関係期間等に対して、農業体験の機会をコーディネートします。働きづらさを抱える方の受入れを検討し始めた農業者にとっても、当事者への理解を深めることができる有効な取組になります。

支援・福祉関係機関等が実施主体となり、農業者が協力事業者等として圃場を提供する場合の農業体験プログラムの例

- 特別支援学校が行う現場実習（就業体験の受入れ）
- 障害福祉サービス事業所が行う職場実習の受入れ（施設外支援）
- 職業能力開発校等の生徒の職業訓練の受入れ（障害者委託訓練）
- 都道府県が行う社会適応訓練の受入れ（精神障害者社会適応訓練）
- 市や都道府県が行う就労準備支援事業への協力

※その他、農業者が実施主体となって圃場を提供するケースや、支援・福祉関係機関等が農地を取得して農業体験を実施するケースもあります。



滋賀県野洲市

サポステと農業法人の連携

滋賀県社会就労事業振興センターがコーディネーターとなり、サポステと地域の農業法人が連携

株式会社なかふあーむは、滋賀県野洲市を拠点として、後継者不足や離農といった農業分野が抱える課題を解決すべく平成28年に創業。もともと農福連携には携わっていなかったが、障害福祉関係者ときたなかふあーむが、農業関連の会議に同席したことをきっかけに連携し、きたなかふあーむが振興センターから生活困窮者や障害者を受け入れる形で農福連携に取り組み始めた。

農業体験会の具体的な内容については、サポステに相談に来た対象者に一日就農体験会を紹介し、職員同行のもと、キュウリの収穫作業等を体験する。希望者には、さらに5～10日のプログラムや1ヵ月間の長期体験も用意している。この体験を実施するにあたり、振興センターの職員自ら農作業を学びに行き、作業分解の動画も作成している。



Case Study

1日農業体験

体験内容：キュウリの収穫（産地ハウスにて）

体験日時：2月5日（金）
9：30～昼12：00頃

集合場所：9：15CJ野洲駅前北口に集合
（集合後、徒歩で移動します）

体験場所：「株式会社きたなかふあーむ」
※ CJ野洲駅前北口から「きたなかふあーむ」さんの事務所まで徒歩11分
※（事務所の住所）野洲市市名1994
→ 車で園地に行く場合は「きたなかふあーむ」さん事務所の駐車場へ9：30までに集合をお願いします（伊賀郡守）。

対象者：49歳までの方（学生を除く） 参加費：無料
申し込み日：2月1日（月） 定員：4名
持ち物：飲み水、汚れてもいい靴（長靴も可）、長袖の服、汗拭き用のタオル、マスク着用

<注意事項> 現場で野菜作り作業を体験します。
作業によっては農具の取り扱いや虫除け剤の取り扱いがあります。
現場に慣れない場合は、必ずハウス内の作業です。
ハウス内の気温が日によって変動します。服装は増減しやすいものを勧めます。
ハウス内の気温が高い日は、長時間の作業に慣れた方への参加を優先して受け入れます。

※問い合わせ：申し込み先 **滋賀県地域振興サポステーション**
〒520-0205 東津野町池川1-1-14 行徳第一ビル4階 しがジョブパーク 内
電話：077-963-0266 メールアドレス shiga-support@eiken.jp URL: http://www.shiga-support.jp/

※参加申込書 _____ 日農業体験（ ____ 月 ____ 日参加）
氏名 _____ 性別：男・女 生年月日：昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
住所（〒 _____） _____
電話番号（携帯） _____ 連絡への文通手段（Eメール・その他） _____
<緊急連絡先>氏名 _____（住所） _____（電話番号） _____

※ 参加申し込みの際は必ず参加申込書に必要事項を記入し、参加申し込み書、キャンセル料の納入を必ずお送りください。

体験受入に際してのポイント

◎体験プログラムの策定

参加者の送元となる支援・福祉関係機関等と話し合っ、どのような体験をセットするのかを話し合しましょう。

確認 POINT

- | | | |
|------------------------------------|--|---|
| <input type="checkbox"/> 何の作業をするのか | <input type="checkbox"/> 誰が指導を行うのか | <input type="checkbox"/> どのように現場ですすめるのか |
| <input type="checkbox"/> 何日間行うのか | <input type="checkbox"/> 誰が責任を負うのか | |
| <input type="checkbox"/> 1日何時間行うのか | <input type="checkbox"/> ケガなどに関する保険をどうするのか | |

※本人の希望、心身の状態などに応じて作業時間を決めます。

時間は数時間、午前中のみ、午後のみなど、また期間も1日から数週間とします。

※支援・福祉関係機関等の専門職員の方とともに実施しましょう。

※農業に関心を持った方が何度も体験を重ねられるよう、定期的に体験を受けられるコースを設定するとよいでしょう。

◎本人とのコミュニケーション

相互理解を深めるために、当事者とコミュニケーションをとりましょう。ただし、当事者ごとに異なる特性を把握して、適した接し方が必要となるので、同行する支援・福祉関係機関等の職員等による助言を得ながら行いましょう。

確認 POINT

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 過去のこと(仕事など)についてあまり聞かない | <input type="checkbox"/> 小さな成功でもほめる |
| <input type="checkbox"/> 無理に「頑張ろう」「自立しよう」などとは言わない | <input type="checkbox"/> 否定や批判はしない |

※本人に直接伝えることが難しい場合は、支援・福祉関係機関等の職員等に仲介してもらいましょう。

◎農作業を安全に行うための配慮、対応

どのような作業を行うかを明確にすることで、極力危険のない農作業で体験してもらいましょう。これまで運動など身体を動かすことをしていないことが想定されますので、まずは腰などに負担がかからない軽作業、単純作業としましょう。国や地方自治体の制度を利用する場合、本人の事故、農産物の事故などについては補償することが可能です。はじめに責任の主体を明確にしましょう。

代表的な保険

「ボランティア行事用保険」

- ・ 行事参加者が偶発的な事故でケガをした場合の傷害補償
- ・ 行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合の賠償責任補償

https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/council/volunteer_events.html



「ボランティア(活動)保険」(団体、個人が加入)

- ・ ボランティア活動中の偶然な事故によりボランティア自身が被った「ケガ」
- ・ ボランティア自身が活動の対象者など他人の身体や財物に損害を与えた結果、法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任損害」に対する補償

https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/council/volunteer_activities.html



※農業体験の主催者が加入します。加入には社会福祉協議会への登録が必要です。お近くの社会福祉協議会にお問い合わせください。

03



自立へ向けた 支援のステップ

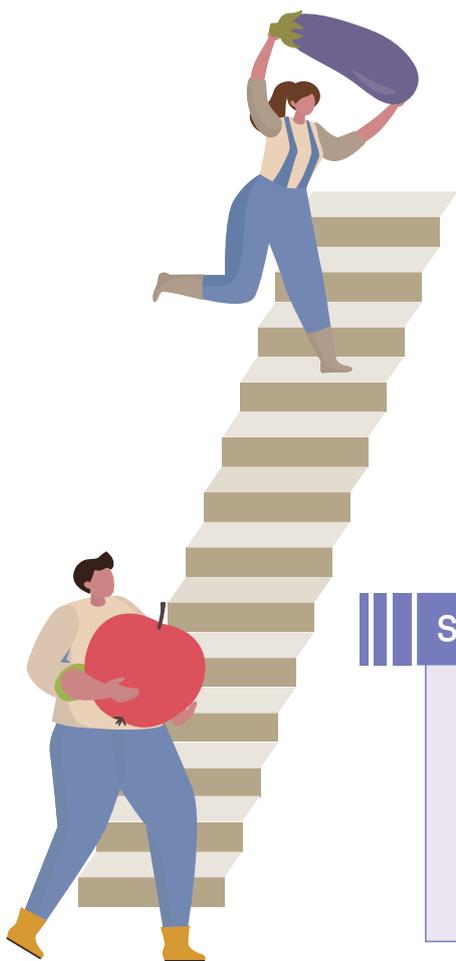
GUIDANCE

03

自立へ向けた支援のステップ

働きづらさを抱える方が、農業を通じた自立を実現していく過程においては、当事者の状況に応じた支援のステップを用意することが必要です。

最初に農業を通じて就労可能なコンディションを整える「就労準備」その後、実際に報酬などを得ながら、段階的に農業の担い手としての準備を行う「ゆるやか就農（中間的就労）」そして、農業で自立する希望を持った場合は、就農に向けた支援を行います。



STEP.3 就農／農業での一般就労

就農する希望を持った者に就農の支援を行う

- ① 段階的に雇用就農に導く支援
- ② 独立就農に向けて、実践的な農業研修の機会を提供
- ③ 就農後の定着支援

STEP.2 ゆるやか就農（中間的就労）

農業による作業報酬を得ながら
就農に向けた段階的な準備を行う

- ① 就労訓練事業者等が農業者と作業請負契約を結ぶ
- ② 就労支援団体やJA等と連携し、農業者が短期で雇用する

STEP.1 農業での就労準備

農作業を通じた自己肯定感の醸成・生活習慣改善・農業技術の習得

- ① 支援・福祉関係機関等と農業者とのマッチング
- ② 農業法人等が主体となった就労支援



STEP.1 農業での就労準備

※雇用契約に基づかない就労準備

農業体験などを通じて農業での就労を希望する方に対して、研修用農場または協力農家などの畑等で、農業の技術を学ぶ機会を提供します。

農業法人が自ら研修を行う場合と、支援機関や福祉施設等が就労準備・訓練事業の一環として、農業者へ農作業研修を委託する場合があります。

POINT 1

支援・福祉関係機関等と農業者とのマッチングによる機会創出

農業が就労準備に活用される場合、農業に関心を持つ支援・福祉関係機関等と、働きづらさを抱える方の就労に関心を持つ農業者とのマッチングが鍵になります。自治体の農業担当部局と福祉担当部局が連携して地域の農業者や支援・福祉関係機関等に呼びかけを行うことでマッチングする取組も有効です。

実施例

- 農業者の圃場にて、支援・福祉関係機関等の就労準備プログラムを実施
- 支援・福祉関係機関等が所有する圃場にて行う就労準備プログラムを、地域農業者がサポート
- 就労準備プログラムの一環として、支援・福祉関係機関等に農業者から農作業を受託

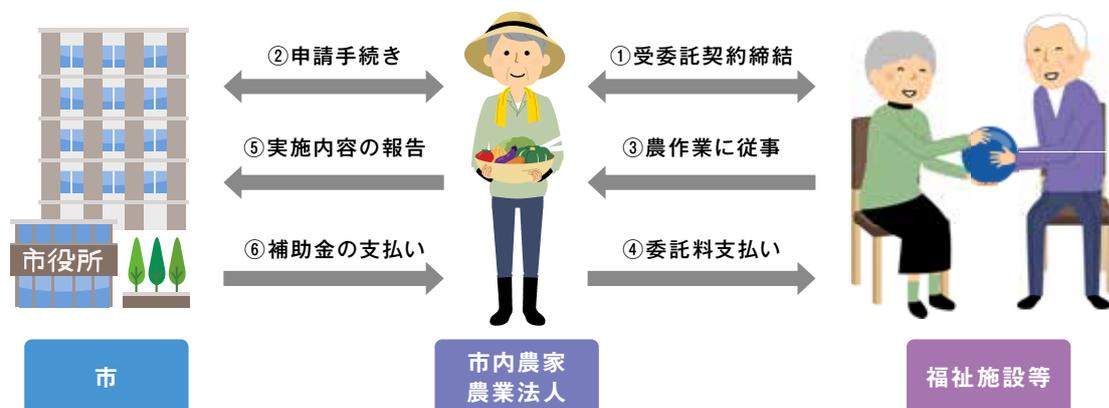
神奈川県藤沢市

藤沢市農福連携促進事業補助金

農業の新たな担い手を確保するとともに、高齢者・障害者・生活困窮者・困難を抱える若者の就労機会を確保し、社会参加を促進することを目的として、福祉施設等と農作業受託契約を締結し、一定の条件を満たす農業者に対して、委託料の一部を補助している。制度設計段階から、福祉関係部署が協力・連携している。

Case Study

◆ 交付までの流れ (イメージ)



POINT 2

農業法人等が主体となった就労支援

地域に農福連携に取り組んでいる農業者がいる場合、その農業者を核とした研修プログラムを組み、支援・福祉関連機関等を通じて参加者を募る方法もあります。働きづらさを抱える幅広い層を受け入れることができるように、農業現場で準備することが大切となります。

NPO 法人 農スクール

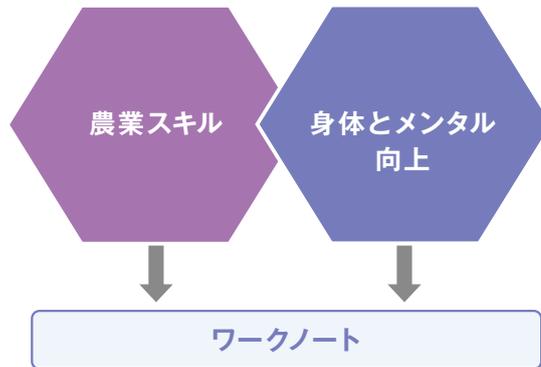
Case Study

段階的に農業との距離を縮める取組

神奈川県藤沢市と連携して、ひきこもりやホームレスに対する農業を通じた自立支援を行っているNPO法人農スクールは、働きづらさを抱える人の農業を通じたスムーズな社会復帰を目的に、段階的に構成された独自の研修プログラムを実施。

◆プログラム

独立や就農など、ゴール設定ごとに必要な農業スキルの習得

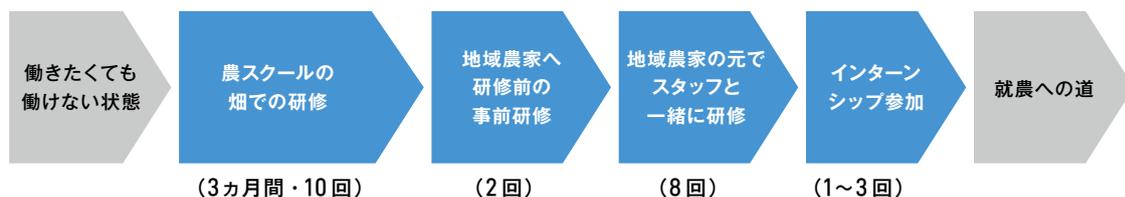


・汗を流しながらの協働体験
・体力・コミュニケーション向上
・チームで働き社会性の向上



期間中は作業内容の把握、学びの整理、思考の言語化などスタッフとワークノートを通じたコミュニケーションを図る

◆プログラム実施内容



◎ 農スクールの畑での研修

3ヵ月間10回、1回2時間の野菜作りを行うプログラム。決められた日、時間に連続して通うことや農作業に慣れることを目的としている。

◎ 地域農家の元でスタッフと一緒に研修

農スクールの畑での研修を終えた人と、地域の農家の元で農スクールのスタッフと一緒に農作業を行うプログラム。指示の受け方などを見て学んでもらう。また、農スクールのスタッフや受講生以外の人と接する経験を増やすことも目的としている。

◎ 地域農家の元で1人で研修

上記の研修を終えた受講生が、農スクールを通じずに地域農家に連絡を取り、手伝いに行く。実際に働くのに近い時間、動きに慣れていくことを目的とする。

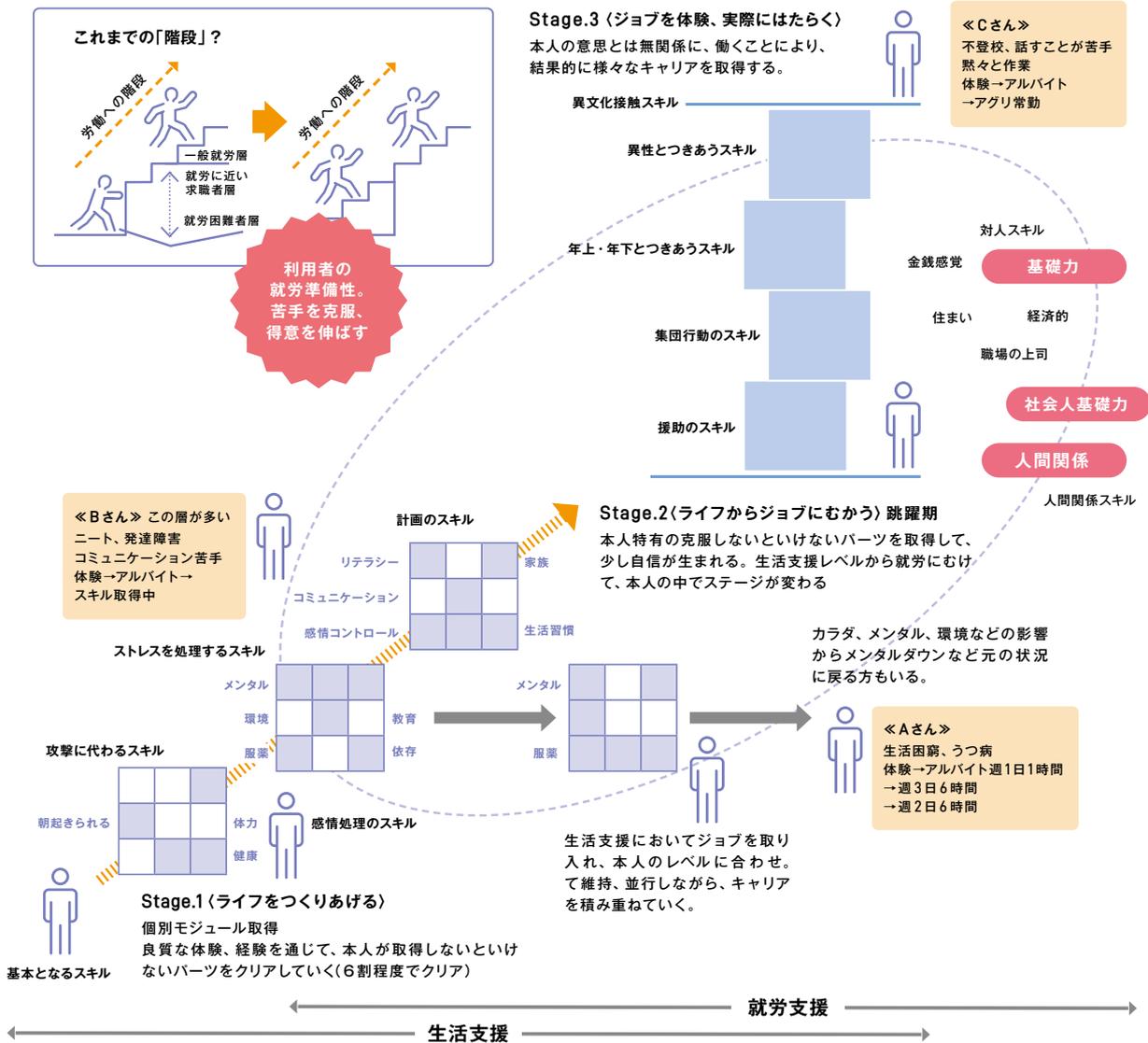
段階的にステップアップする就労支援

大阪府の(株)泉州アグリが実践する就労支援は、福祉的支援と就労支援が一体となった内容となっており、ひきこもりやニートの方が、一定の時間に毎朝起きるといった日々の生活を規則正しく過ごすための基礎となる生活スキルを身につけるところから、社会でプロフェッショナルとして活躍できるためのスキルを体得できる内容となっている。具体的には、①日々の生活を作り上げる段階、②仕事に対する意識が本人の中で変化する段階、③具体的な仕事の実践により様々なスキルを習得する段階、④専門知識を習得する段階、そして、⑤専門家として活躍できる段階という5つのステップで構築されている。

特に①②③は、生活支援から就労支援への移行期間となっており、生活支援においてジョブを取り入れ、本人のレベルに合わせて維持、並行しながら、キャリアを積み重ねていく。

細かくステップを設けることで、本人が小さな成功体験を積み上げ、自己肯定感を高めることができる。最終的には、プロフェッショナル人材として、4～5人1組のユニットを組み、全国で農作業の請負派遣として活躍している。

◆泉州アグリ支援イメージ



STEP.2 ゆるやか就農（中間的就労）

農業による就労準備により一定の農作業が行えるようになったものの、フルタイムでの就農するには満たない段階においては、本格的に就農する前段階として短時間・決められた作業などの負担とならない作業からスタートし、徐々に労働時間を延ばしていく方法をとります。JA無料職業紹介所での紹介で雇用、または就労訓練事業の認定を受け訓練などとして実施します。

この段階においては、社会福祉法人や農業法人、JA等と雇用契約を結び、労賃を受け取ります。

北海道小清水町

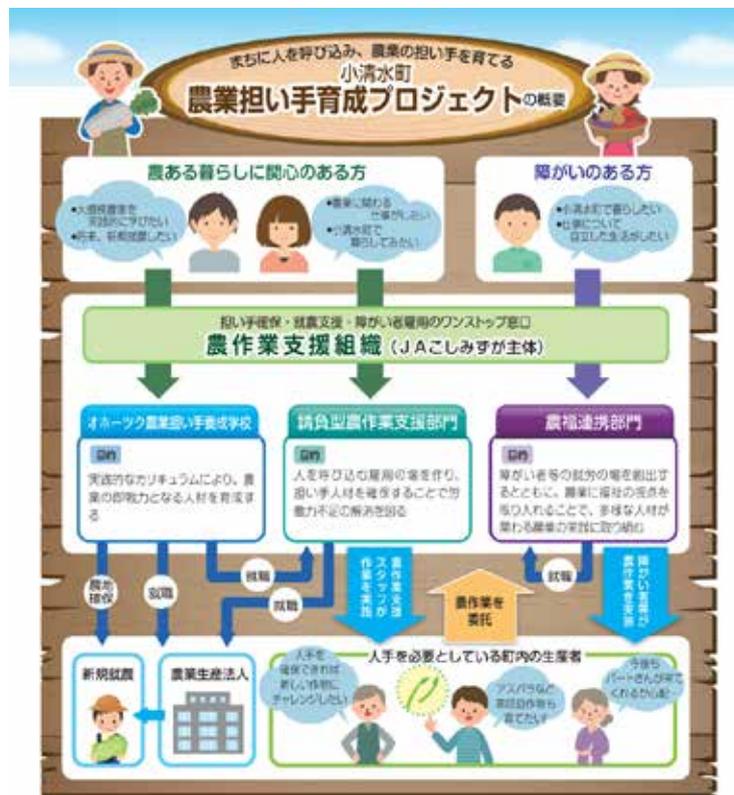
小清水町農業担い手育成プロジェクト

JAこしみずの営農部長が北海道主催の農福連携シンポジウム（平成26年）に参加し、様々な事例と接したことで、農福連携が小清水町の抱える人口減少による農作業の担い手不足の解決策になりえることを認識。小清水町保健福祉課とともに、小清水町における農福連携の可能性についての検討を開始した。

まずは試験実施として、近接する網走市の障害者就労移行支援事業所や養護学校の実習等を受け入れ、組合員圃場における作業状況データの収集や請け負う農作業のメニュー調査等を行い、ノウハウを蓄積。また、町民や農業者を対象とした農福連携セミナーを開催して、地域における理解醸成を図った。

そして令和元年、小清水町社会福祉協議会による障害福祉サービス事業所を設立。「小清水町農業担い手育成プロジェクト」の農福連携部門として、障害福祉サービス事業所からの施設外就労の作業委託により、働きづらさを抱える方が、農作業の担い手として活躍し、その対価として労賃を得られるという取組をスタートさせた。

当初は、小清水町には障害福祉サービス事業所がなく、近隣市町村からの受入れを検討していたが、「同行する支援員の手当てがつかない」「移動手段が確保できない（車両での移動が難しい）」といった理由で調整がつかなかった。町内に事業所を設けることで、これらの課題を解消し、町内における「中間的就労」の場を設けることにつながったという。



Case Study

03

自立へ向けた支援のステップ

POINT 1

就労訓練事業者等が農業者と作業請負契約を結ぶ

就労訓練事業（支援付雇用型）／就労継続支援事業（A型）

就労訓練事業者または就労継続支援事業を行う障害福祉サービス事業所（以下、事業者等）が農業者と請負作業に関する契約を締結し、当事者と支援スタッフがユニットを組んで、農業者から請け負った作業を行います。

農業者は、請負契約に基づく料金を事業者等に支払い、事業者等が当事者に給与（または労賃）を支払います。

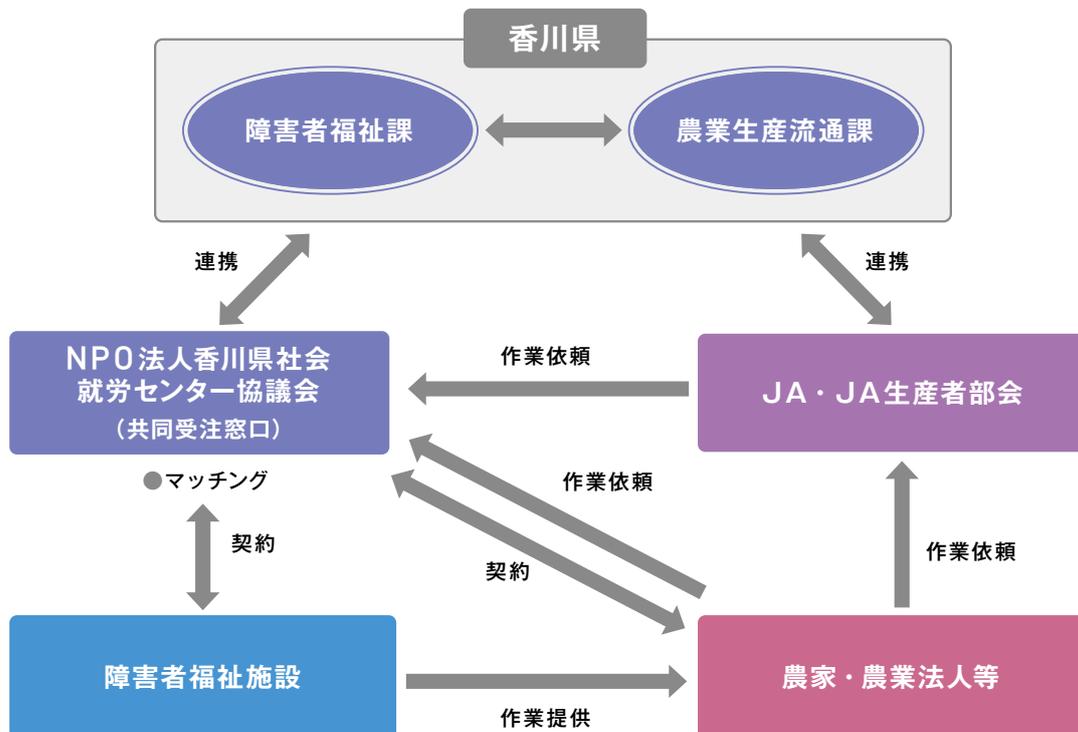
当事者に事業者等の支援スタッフが同行し、請け負った作業を事業者等の責任において行うので、当事者への作業指示等は支援スタッフが行うこととなります。したがって、事前に支援スタッフに作業内容を理解してもらい、作業の方法や流れなどについて検討し工夫してもらうことが必要です。

なお、農業者が所有する機械類を作業に使用する場合には、農業者と事業所との間で使用貸借契約の締結も必要となります。

〈地域にマッチング窓口を設ける〉

事業者等と農家・農業法人等が直接調整する、行政の担当者等が仲介する方法のほかに、地域にマッチング窓口（共同受注窓口等）を設けて、「どのようなことを依頼できるのか?」、「どのような準備が必要なのか?」などを相談しながら進める方法などがあります。

◆（例）香川県のスキーム

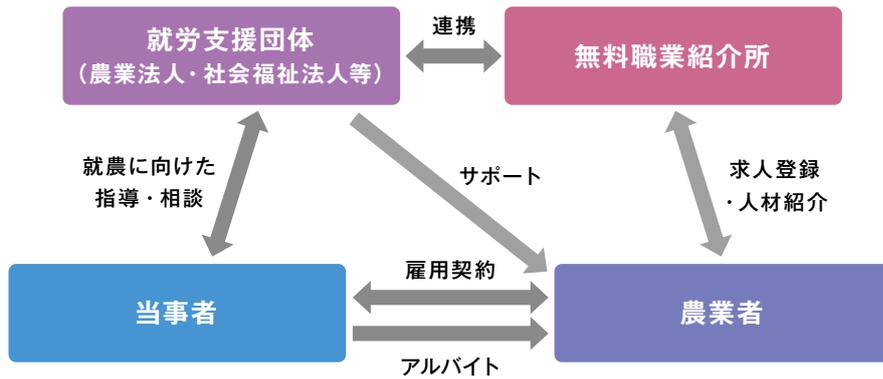


作業工賃については、共同受注窓口が農家・農業法人等に請求し、障害者福祉施設へは共同受注窓口を通じて支払われる仕組みとなっている。

POINT 2

就労支援団体やJA等と連携し、農業者が短期で雇用する

常雇での雇用の前段階として、農業者の下で農作業アルバイトを行って「農業で働く」ことに慣れていくという方法もあります。市町村単位でも、地域のJA等が設置している無料職業紹介と就労支援団体が連携することでマッチングの仕組みを構築することが可能です。



JA高知安芸支所 無料職業紹介

Case Study

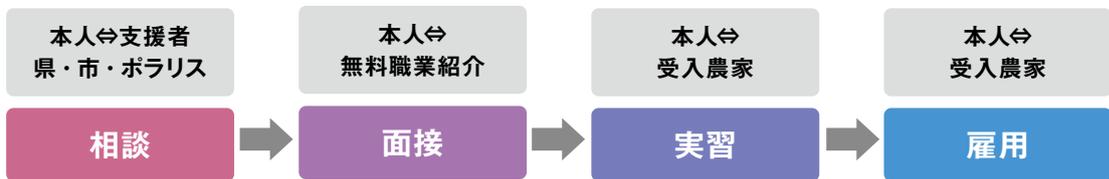
無料職業紹介所で働きづらさを抱える人と農家をマッチング。
最低賃金の支払いを約束

障害を持つ人やひきこもっていた人を求める農家は増えており、農家からの求人には無料職業紹介事業を展開するJA安芸地区安芸営農経済センターが対応している。

安芸地区では農繁期に人手が足らなくなることもあり、JAで無料職業紹介事業を行っていたが、慢性的に農業者からの求人に応えられないことが多く、農家のほうから「農福の人を紹介してほしい」という声が寄せられるようになっていた。

支援者（ポラリス：障害者就業生活支援センター、県、市）が本人と一緒に「経歴書」を作成するなどのサポートを行っている。

◆農家への紹介の流れ



本人と支援者が話し合いながら経歴書を一緒に作成する。本人の特性や事情（就労に対する意向）を把握する。



面接は経歴書をもとに
● 本人
● JA職員
● 支援者（県・市・ポラリス）



14日間の試用の研修期間を設けており、お互いが合うかを見極める。受入れ農家が高知県の最低賃金を支払う。



14日間の試用期間を経て、受入農家と本人の意向が合えば
⇒雇用契約を締結



STEP.3 農業を通じた自立（雇用就農・独立就農）

就労準備・中間的就労を経て当事者が担当可能な業務領域等が明らかになった時点で、関係機関（就労支援機関、当事者の支援・登録団体、市町村の福祉・農業担当部局等）が集まり、当事者の適性に応じた就農方法について検討します。

本人の適性に依じて無理のない、長続きする就農方法を見つけ出すことと、就農後の一定期間はフォローアップ（定着支援）を継続することがポイントとなります。

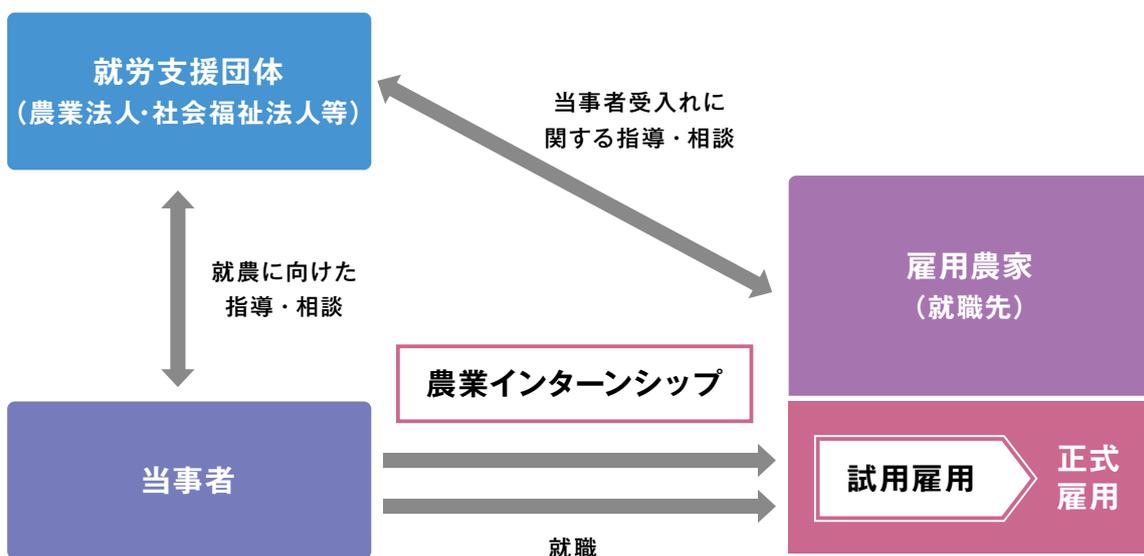
POINT 1

「お試し期間」を設定し、段階的に雇用就農に導く

雇用就農する場合は、就農する農業法人の経営者に対して当事者の特性についての情報共有を行い、必要に応じて受入環境をつくるためのアドバイスが必要となります。

採用を決める前に農業インターンシップ制度を活用して、就農する農業法人等で実際に働く体験をし、相性や適性を相互に判断した上で、次のステップに進むという方法があります。また、採用に際しては厚生労働省のトライアル雇用制度を活用して試用雇用し、当事者の特性を把握し、本採用前に労働環境の整備につなげることもできます。

これらの「お試し期間」を設けることは、受入側の農業法人にとっての当事者理解、雇用される当事者にとっても「試用期間」というプレッシャーのより少ない環境から徐々に働き始められることでスムーズな就農につながります。



雇用就農

Case Study

群馬県の農業法人に雇用就農(正社員)したBさん

中学生から不登校になり、高校も入学1ヵ月で中退。その後、アルバイトを転々としていたが、20歳前半からは典型的なひきこもり状態となった。

その後、日帰りで神奈川県藤沢市の「NPO法人農スクール」の自立支援プログラムに参加することになった。農作業も楽しかったが、農作業をしながら「人」と接したことが大きかったようだ。一緒に受講していた受講生やスタッフと語り合ったことで、「閉じこもっていた自分の殻から少し出てくることができた気がする」と語る。受講中に農業インターンシップ制度を活用して有機農家で農作業を行ったことで有機栽培への興味がわき、就職への意欲が出てくる。

令和元年10月から実家を離れ、群馬県で有機栽培を行う農業法人に就職し、半年間の試用期間を経て令和2年4月から正社員として活躍している。「大好きな農作業が仕事になっていること、仕事もらえていることが幸せ」また、「自分の過去を知っている地元との関係性が切れたことがよかった」と語る。

今後の目標は、大型免許取得(農耕車限定)や、生産工程管理者の取得だ。「やるからにはレベルアップしていきたい」という。



農業インターンシップ事業

仕事としての農業に関心のある方が、農業の現場で短期就業体験できる制度です。実際に就農を検討している農業法人等で、経営者や先輩社員とともに働きながら、職場環境が自分に合うかどうか、就農に向けて自分に必要なことは何かを、実際の現場で確認することができます。

- 体験期間は2日から6週間まで(受入法人によって設定期間が異なります)
- 参加費用は無料(体験法人までの交通費は自己負担、食費・宿泊費は受入農業法人等が負担します)
- 体験期間中は傷害保険等に加入します(保険料の負担や事故時の手続き等は事務局が行います)



詳細 ▶▶▶【農業をはじめの.JP】: <https://www.be-farmer.jp/experience/intern/>

トライアル雇用助成金

就業経験の少ない人や就労期間に空白がある人等の条件を満たす求職者が、原則3カ月という短期間の試用期間を設けて雇用され、仕事への適性を雇用側と求職者の双方がみた上で本採用が決まるという制度です。ハローワークの紹介で行われ、期間中は国から「トライアル雇用助成金」が支給されます。

求職者と雇用側の双方にとって、雇用のミスマッチが防げることが大きなメリット。業務内容が自分には合わなかった、人間関係がうまくいかないというように、働いてみなければ分からないことは多くあります。3カ月のトライアル期間で自分に合った仕事・職場なのかを判断できるのは、働きづらさを抱えた方にとっても安心できるポイントです。

詳細 ▶▶▶【厚生省 HP 内> 4. 雇入れ関係の助成金】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html



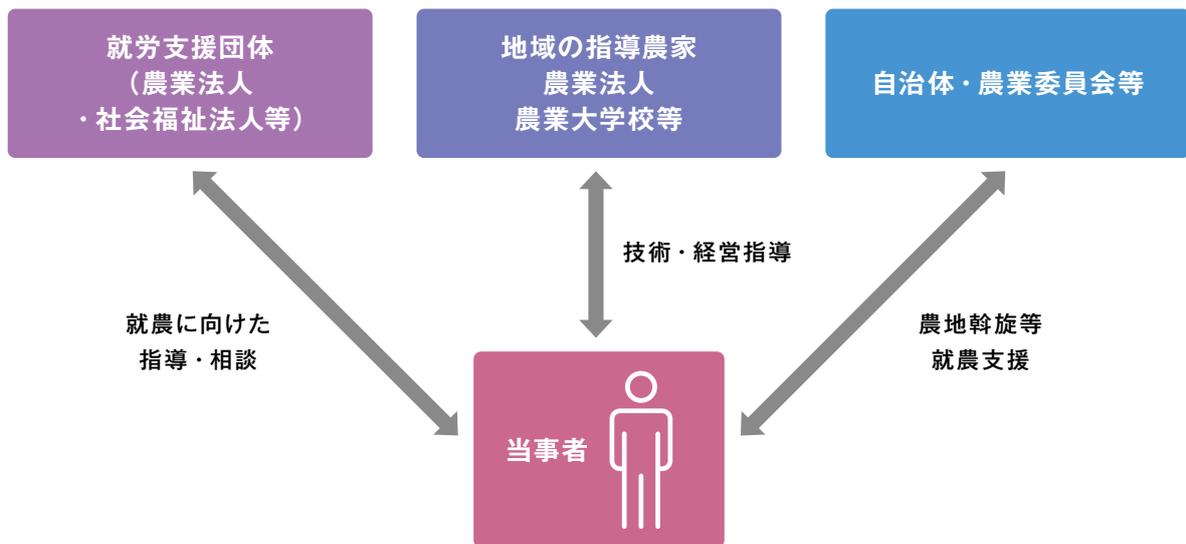
POINT 2

独立就農に向けて、実践的な農業研修の機会を提供

独立就農を目指したいという希望を持った場合は、農業技術や農業経営に関する、より実践的な農業教育が受けられる機会を提供します。

各都道府県の農業大学校への入学を促すことや、地域の受入農家や農業法人の下で研修に参加してもらう方法があります。

その際も、就労支援団体と研修機関、自治体等との連携は不可欠です。



雇用就農

農業大学校を経て、新規就農したCさん

大学在学中、ひきこもりがちになる。30代に親戚の紹介で神奈川県藤沢市の「NPO法人農スクール」の自立支援プログラムに参加。最初は乗り気ではなかったが、野菜を作っていくうちに、野菜作りも楽しいと思うようになった。

半年間のプログラムを卒業後、近隣の農家へ3ヵ月間アルバイトへ行っている間に独立農家を視野に入れ始め、翌年には農業大学校に入学。平成30年より独立農家となり、今年で3年目となる。

現在は、6反(約1800坪)の畑を借り、ブロッコリー、キャベツ、白菜、ネギ、大根、にんにく、枝豆、トウモロコシなどの多品目の野菜を栽培している。

また、地元の消防団にも入り、近所の農業関係者や農業大学校の同期とも協力しながら農業を行っている。

現在、近隣の高齢の家から「田んぼをやってみないか?」と声がかかり、地域の農業を次世代につなぐために、コメ作りに挑戦することを視野に入れ始めたという。



Case Study

POINT 3

就農後の定着支援

職場への定着支援

正式採用後も当事者が元々所属していた福祉施設や就労支援機関との関係は解消せずに、当事者に関する相談や問題が発生した際に助言や協力を得られるようにしておく必要があります。

具体的には支援・福祉関連機関等の職員による定期的な職場訪問を行い当事者に対するケアをするとともに、雇用者は下記事項に関する助言や協力を受けることができます。

- ① 作業能率等の仕事に関すること
- ② 通勤や休憩時間の過ごし方等の職場生活に関すること
- ③ 当事者の家族との連絡等についての協力を受けること など



支援の段階的な減少

就農後、一定期間を経て、(福祉施設や就労支援機関の職員のアドバイスを受けながら) 雇用者が行う当事者への特別な対応を、徐々に減らしながら自立を促します。

方法

- ① 指示の介入度を低くする
- ② 指示を出すのを少し待つ
- ③ 当事者との距離を置く など

なお、就労支援機関は、支援終了後の一定期間、障害者に関しては職場環境の変化等の把握などについて継続します。





04



働きづらさを抱える方を
受け入れるにあたっての
留意事項

04

働きづらさを抱える方を受け入れるにあたっての留意事項

POINT 1

受け入れるための心構え

個性の把握

働きづらさを抱える方を受け入れる際には、特に障害・疾患などを有する当事者（以下、当事者）がどのような個性を持っているかを把握し、支援する者の間で、情報を共有することが不可欠です。

情報の共有に関しては、当事者が所属していた福祉施設等の担当者が把握している情報を含め、支援者間で共有し、就労支援に役立てます。

※障害者の障害特性等に関する情報は、個人情報にあたるものであるため、情報の共有の際にも、情報の取扱いには特に注意が必要となります。

居場所をつくる

就労支援の初期段階において、特にひきこもり状態にあった方などにとっては、何かを求められたり、否定や批判をされることなく、そこに居るだけでよいとされる場を用意することが最初のステップとなります。

特に自己肯定感を失い、「生きていていいと思えない」ほどに絶望している当事者にとっては、「働こう」「自立しよう」と言ってもあまりにそれは遠いことといえます。まずは安心して参加でき、「ここに居てもいい」と思える場で、自己を肯定できることなどから始めることが大切になります。

小さな成功体験を積み重ねる

社会的な環境を要因として働きづらさを抱える方は、その期間が長ければ長いほど自信を喪失し、周囲が自分に対して否定的な見方をしているという先入観を持ってしまっているケースが多く見受けられます。

なるべく細かく目標を設定し、達成感を繰り返し感じられるプログラムを組むことで、自己肯定感を回復させることが重要です。



POINT 2

研修受入にあたっての留意事項（働き方や作業の工夫）

働きづらさを抱える方の中には、特定の分野には非常に優れた能力を発揮する一方で、ある分野は極端に苦手といった凹凸が生じることがあり、それが働きづらさの要因となっている方がいます。このような方の場合、その個性をよく理解し、その方にあったやり方で作業や働き方を工夫することができれば、農業を通じて、個々人が持っている本来の力がしっかり生かせるようになります。

◆泉州アグリ（大阪府泉州地域）工夫例：サポート側によるレベル別作業分解

管理	草引き	手で引く	野菜の苗と、草との区別がついてるか
		鎌を使う	軍手着用、危ない使い方をしていないか
		草刈り機	周囲の確認、エンジン始動、使用方法等を理解できているか
	水やり	ジョウロを使う	苗の状況によって水やりの量等の変更必要
ポンプを使う		ポンプの使用法、設置方法等理解できているか	
畑作り	土を混ぜる	クワ作業	クワの使い方を理解できているか
		トラクター耕運	使用方法、畑の状態等、状況判断が必要
	肥料を撒く	手で撒く	まんべんなく散布できているか
	糞を作る	クワ作業	土をあげれているか
	筋切	筋を切る	まっすぐに切れているか
	ミソを作る	クワ作業	高低差を含め、水の出入れ
定植	種植え	直接播く	何粒植えか。野菜別マニュアル必要
		機械播き	使用内容を把握、理解できているか
		ポットに播く	確認必要。1ポットに播く量、抜けているところはないか
		土を敷く	圧縮しすぎないように注意
	定植する	培土をかぶせる	完全におおわれているかどうか
		穴付き機	まっすぐに通っているかどうか
		苗を配る	株間ごとに配布、不良苗等チェック必要
		種を植える	種の向き等確認必要（豆類等）
管理	管理	覆土をかぶせる	圧縮しすぎないように注意
		機械定植	使用方法、畑の状態等、状況判断必要
		剪定	注意必要。野菜熱に剪定方法が異なる。
		芽かき	
		間引き	主となるものを間引かないよう注意
		追肥	一定の量を散布できているか、直接肥料が苗にあたっていないか
	農薬散布	片おろし	削りすぎてないか、浅すぎないか
		テラー機	使用方法、畑の状態等、状況判断必要
		粒剤	直接、手で触れないこと、手袋着用
		液体	希釈倍率注意、マスク着用、直接手で触れない。まんべんなく散布
収穫	収穫	動力噴霧器	使用方法、畑の状態等、状況判断必要
		ハサミ収穫	収穫適期収穫。収穫する際のマニュアル必要
		鎌で収穫	収穫適期収穫。収穫する際のマニュアル必要
		包丁で収穫	収穫適期収穫。収穫する際のマニュアル必要
		運搬	作業効率、状況等によって変更
		サイズ調整	収穫適期かどうか出荷サイズ確認
収穫の判断、管理		管理運営	

ステージ1	障害者がすぐにでもできる
ステージ2	障害者が少し訓練すればできる
ステージ3	障害者が時間をかけて訓練すればできる

POINT 3

研修受入にあたっての留意点(伝え方の工夫と器具の工夫)

コトバによらない指示(曖昧さの回避)

言葉では理解づらい作業について、説明板に作業方法を書いたり、実際に実物を見せることで、理解の曖昧さをなくすようにしましょう。また、作業予定や指示内容を指示板で示すことによって、当事者自らの確認を促します。個人毎の作業予定表を掲示したり、コンテナ等に個人名を表示することによって、当事者が自分の担当作業の内容や作業の進捗状況を確認しやすくする一方、監督者も当事者の作業能力の把握に役立てることが可能となります。

ルールの明示 一般に関する指導

危険の回避等の仕事に関する注意事項や職場生活に関する決まり事等、就労する上で守らなくてはならないルールを明文化し、当事者が見やすい場所に、はっきりと理解しやすい形で掲示するとよいでしょう。一つのことに集中すると他への注意が不足したり、指示や注意を受けると過度に緊張してしまう場合がありますので、あらかじめ守るべき注意事項を目につく場所に掲示することで当事者の意識を向けることができるようにしましょう。

作業器具の工夫

農作業の過程において「何cmくらい」「何gくらい」という曖昧な指示をすることがありますが、経験のない者、当事者によっては判断することが難しい場合があるので、適宜作業器具を工夫するとよいでしょう。

例えば「目盛りに目印をつける」「スケールの目安が分かる器具を用意する」などといった工夫を施すことで指示が明確となり、結果として作業効率を高め、誰でも作業がしやすくなります。

北海道小清水町

JAこしみずの実証実験における工夫例



「作業台にトントンと「作業台にトントンと数回やって、アスパラの下の部分を揃えてください」とお願いしたところ、問題のない多少のずれでも揃っていると、トントンを何度も繰り返してしまいました。



「揃える」のではなく、「作業台に3回トントンしてください」と指示内容を変更。3回トントンと作業内容が明確になったことで、スムーズになりました。

「150gぐらいの束にしてください」とお願いしたところ、150gの許容範囲がわからず戸惑わせてしまいました。

ハカリの150～160gに赤く目印をつけ、その範囲であればOKと伝えると、作業がスムーズになりました!



Case Study

安芸市農福連携研究会での工夫事例：
写真やイラストに加え、動画のQRコードを掲載し、作業を細かく解説している。

1

農作業を切り分けした各農作業の紹介用
施設ナスの主な作業 安芸市農福連携研究会 R2.1/21

施設ナスの年間作業

定植 定植は8月下旬～9月上旬 [動画はこちら](#)

植穴準備

ポット購入苗

深さ調整

浅植で

10a 当たり
植付本数：約900本
作業時間：5時間程度
(以下作業時間は10a当たり)

ポット土が見える程度

すぐ灌水

芽かき

要らない芽

全て除去

要らない芽を！
期に除けておく
作業時間：5時間程度

2

摘果

生長促進や樹勢のコントロール
作業時間：17時間程度

一方の果実を摘む

主枝数分果数を

上の果樹にくくる

摘葉

分枝の下部分

ていどいい

摘葉後

異化した葉は要らない
病気が発生し易くなる
作業時間：4時間程度

マルチ

土壌水分や地温の安定、除草効果
作業時間：

ブラックマルチ

白黒マルチ

3

摘心（一芽）

着果負担の軽減と次の芽の発生促進

摘心

花+1葉の上で摘心

動かないわき芽を除去

収穫と一芽切り戻し

小さい果実は収穫しない
(75g以上の果実を収穫)
収穫する果実は摘った時に
①ガクの部分が隠れない
②指が回りきれない

手で摘った時の収まり具合で判断

切り戻しをしないと
①枝先へ先へ果実が付
き良い果実ができない
②葉っぱが繁すぎて良
い果実ができない

4

収穫と一芽切り戻し

主枝から一番近い芽を残してカット

ここに芽がある

果実がなっている側枝の葉をたどる

脇ごど枝をカット

果実だけにカット

ヘタの5mm上をカット

コンテナに入れる

(例)水を溜めて外へ出す

まだまだいろいろな作業の切り分けや効率的な作業方法があると思いますので、教えて下さい！

(例)こんなんもあります



05



事例紹介

CASE STUDY

働きながら学べる環境の整備で、農業を通じた段階的な就農支援を体系化

1. 概要

(1) 泉佐野市の概要

泉佐野市は、大阪府大阪市と和歌山県和歌山市のほぼ中間に位置し、総人口はおおよそ100,100人となっている。耕作面積は581ha、そのうち田耕地面積が558ha^{*1}となっており、主要農作物は稲である。

泉佐野市の農業従事者数の推移及び平均年齢の推移を見ると、農業従事者数は減少傾向にあり、また、高齢化が進展している傾向にある。また、耕作放棄地面積については、2005年から2010年にかけては減少したものの、2010年から2015年にかけては増加傾向にある状況がうかがえる。^{*2}

◆農業従事者数(自営農業に従事した世帯員数)の推移

(人)

	2005年			2010年			2015年		
	男女合計	男	女	男女合計	男	女	男女合計	男	女
15~19歳	34	25	9	30	15	15	16	10	6
20~29歳	136	91	45	96	66	30	83	52	31
30~39歳	172	97	75	145	87	58	106	60	46
40~49歳	292	150	142	214	110	104	168	97	71
50~59歳	423	229	194	350	180	170	247	115	132
60~69歳	362	174	188	349	180	169	361	196	165
70歳以上	369	200	169	389	192	197	350	177	173
合計	1,788	966	822	1,573	830	743	1,331	707	624

◆農業従事者の平均年齢の推移

(歳)

2005年			2010年			2015年		
男女合計	男	女	男女合計	男	女	男女合計	男	女
54.7	53.6	56	56.6	55.3	57.8	58.1	57.2	59.1

◆耕作放棄地面積の推移 (a)

2005年	2010年	2015年
711	526	735

(2) 株式会社泉州アグリ概要

【設立の経緯】

株式会社泉州アグリ(以下、「泉州アグリ」という)は、特定非営利活動法人おおさか若者就労支援機構(以下、「おおさか若者就労支援機構」という)を母体とし、泉州野菜を主としたアグリビジネスで「人づくり」を行っていくことを理念として、2015年に設立された農業法人である。特に「人づくり」においては、ニートやひきこもりの方を対象とした就労訓練を実施している。代表取締役の加藤秀樹氏も、社会復帰した元当事者という立場から泉州アグリでのアグリビジネスを通じて、若年者の社会復帰を支援するとともに、泉佐野市が抱える農業人口の

減少等の地域課題の解決にも貢献している。

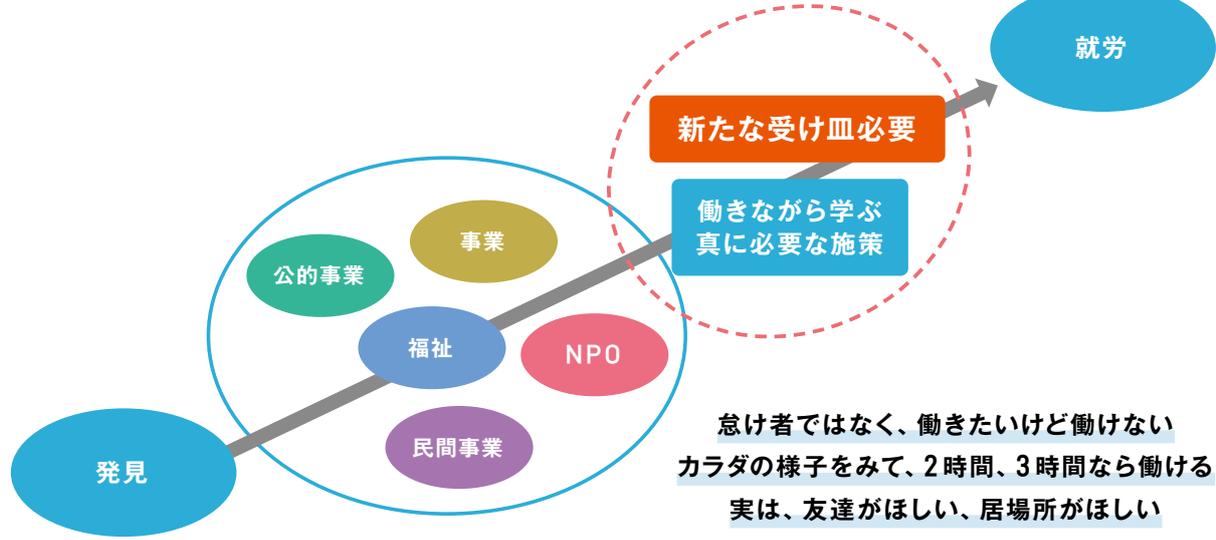
母体となったおおさか若者就労支援機構は、若年者の就労支援等を目的として2002年10月に立ち上がった。主な支援事業として、おおさか若者自立支援塾事業によって2005年から合宿型就労支援事業を開始し、2007年からは通所型の南大阪サポートステーション事業を併せて実施してきた。また、福祉の支援と就労支援の間の位置付けとして、働きながら学ぶための受け皿が必要との考え^{*3}から、農業事業(以下、「アグリ事業」という)に参入した。アグリ事業は、農業を通じて地域の諸問題を解決するとともに、農業を通じて若者が再出発できることを目的とした事業である。そして、このアグリ事業を法人化して設立されたのが泉州アグリである。

^{*1} <http://www.machimura.maff.go.jp/machi/contents/27/213/index.html>

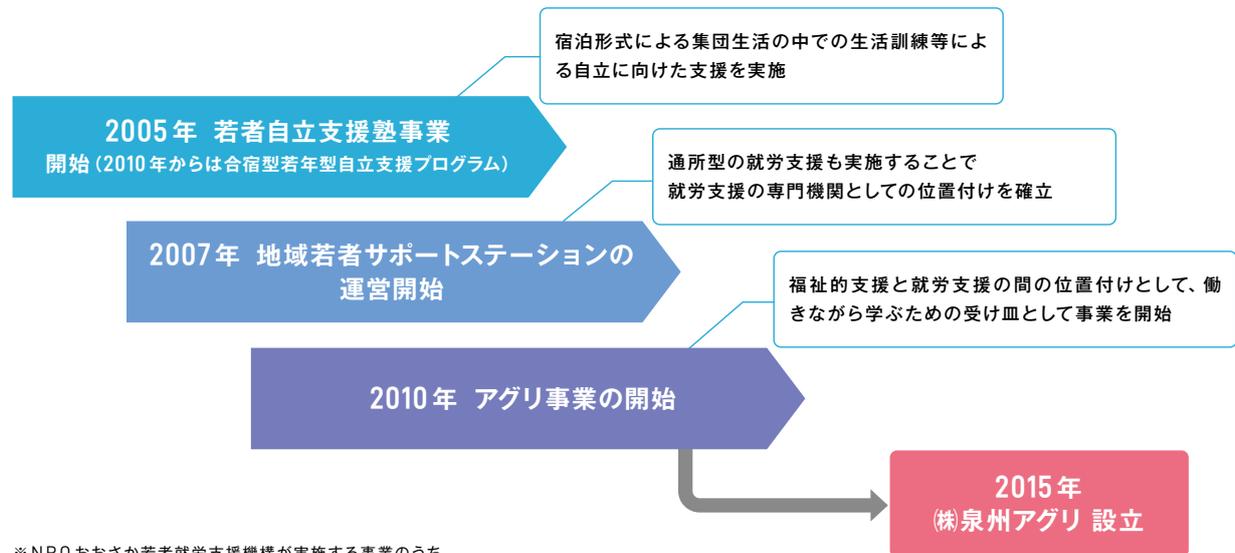
^{*2} <http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/koushitsu/seisaku/menu/tokei/tokeisho/index.html>

^{*3} 加藤氏によると、就労支援と実際の就労の間にも高い壁があるにもかかわらず、自立にあたっては若年者本人が主導してやらなければいけない部分が多分にあり、就労支援と就労が繋がっていないという思いも設立の背景にあったという。

◆社的支援と就労支援の間の新たな受け皿



◆おおさか若者就労支援機構から泉州アグリが設立された経緯



※ NPO おおさか若者就労支援機構が実施する事業のうち、
株泉州アグリ設立に特に関係がある事業を抜粋している。

【株式会社化の理由】

泉州アグリはNPO法人としての発足ではなく、あくまでも株式会社(社会的企業)化にこだわった。その理由は、NPO法人としての活動は就労支援の入り口としてしか見られず、対価を得るための活動とはみなされないケースがあるからである。例えば、野菜の出荷に関して言えば、法人として市場に出荷した場合には競合他社と同等に品物を扱ってくれるが、NPOであれば、あくまでも就労支援の一環としての野菜である、という反応になってしまうという。泉州アグリが目指すのは、アグリビジネスを通じて泉州アグリのメンバーが手に職を持ち、生きる

手段を確立するということにあり、その達成のためにはNPO法人では不十分であった。

また、もう一つの理由として、単なる体験者の受入れだけでは体験者の就労定着につながらず、福祉支援の枠組みを超えることができないということも挙げられる。そして、体験者を支える支援側も産業として成立させるという視点がないと、事業の継続性が失われてしまうという背景もあるひきこもりやニートの自立という目的と地域の農産業を維持していくという目的の両立に向けて、法人としての泉州アグリが必要不可欠であったといえる。

【就労支援の場として農業を選択した理由】

NPOおおさか若年就労支援機構での支援活動等を通じて、支援対象の若年者に見られる傾向が農作業に向いていると考えたことが最大の理由である。具体的には、これまで支援してきた若年者には、コミュニケーションが苦手、また、黙々と作業をするのが好き、といった傾向がみられた。こうした傾向を活かせるのが農作業であるという。加えて、農業は天候に左右され、かつ、予想外となった際に検討すべき作業の選択肢が多いことも、自立に向けたステップとして合致していた。

なお、泉州アグリでは、自身が働くことができるペースで農作業を実施することができる。週2~3日、あるいは一日2~3時間から始めて徐々に働く時間を増やしながら、個々のペースで農作業を身に付けていくことが重要となる。そして、ある程度、農作業を習熟できたメンバーを泉佐野市や別地域の農家に派遣し、農作業を請け負っている。

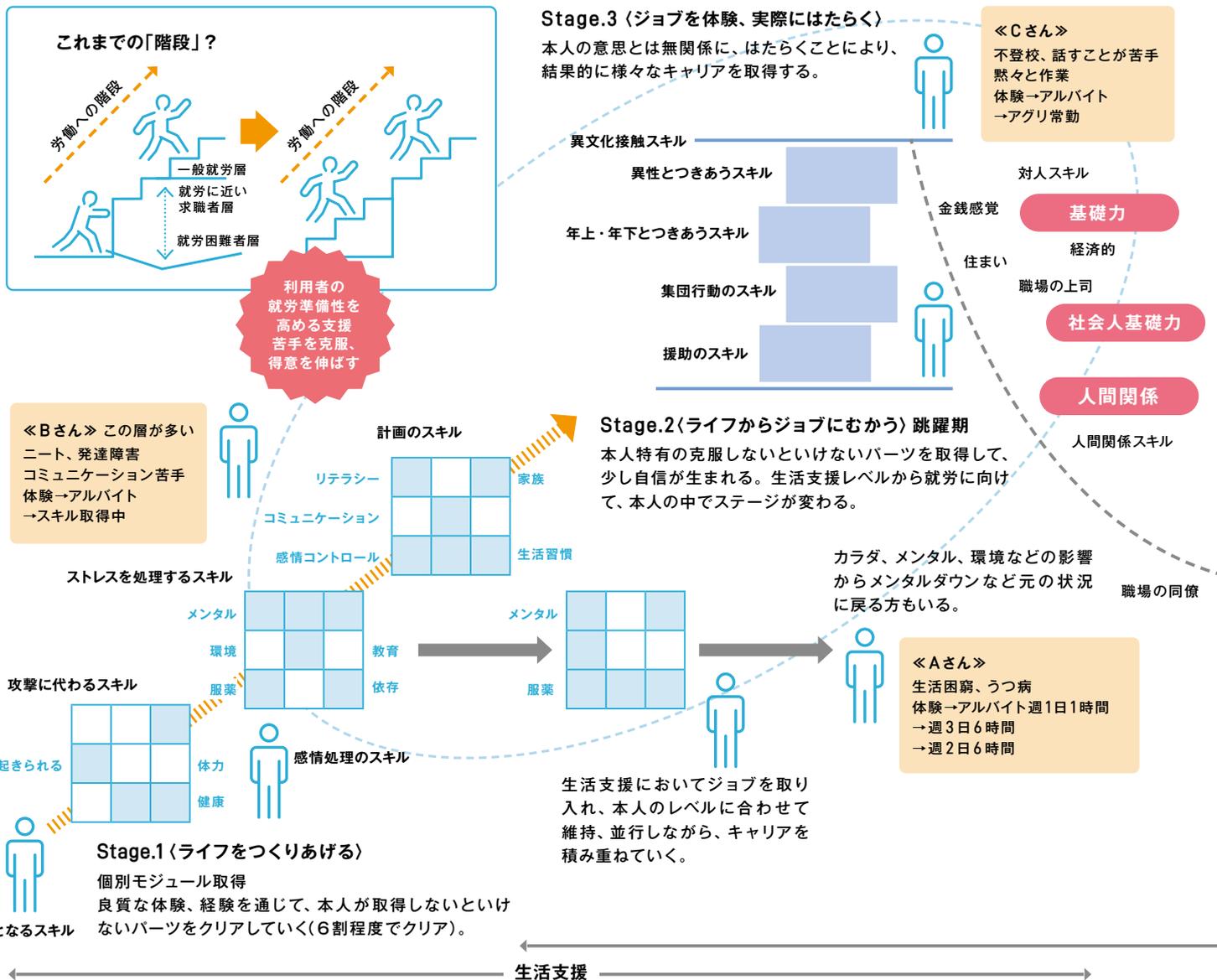
【事業内容】

泉州アグリの事業内容は、①借り受けた耕作放棄地等の農地での農作業、②労働力の不足する農家からの農作業受託（農作業請負）、③生産した野菜を販売する「まちづくり型6次産業化事業」が主となっている。その他、泉州ブランド野菜である水なすを一本漬ける「農産物加工事業」、⑤野菜くずの残渣と剪定樹木の廃材を合わせた堆肥製造・販売の実施、⑥「都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業」を実施している。*4



作業や販売の様子

◆泉州アグリの支援イメージ



2. 就労支援

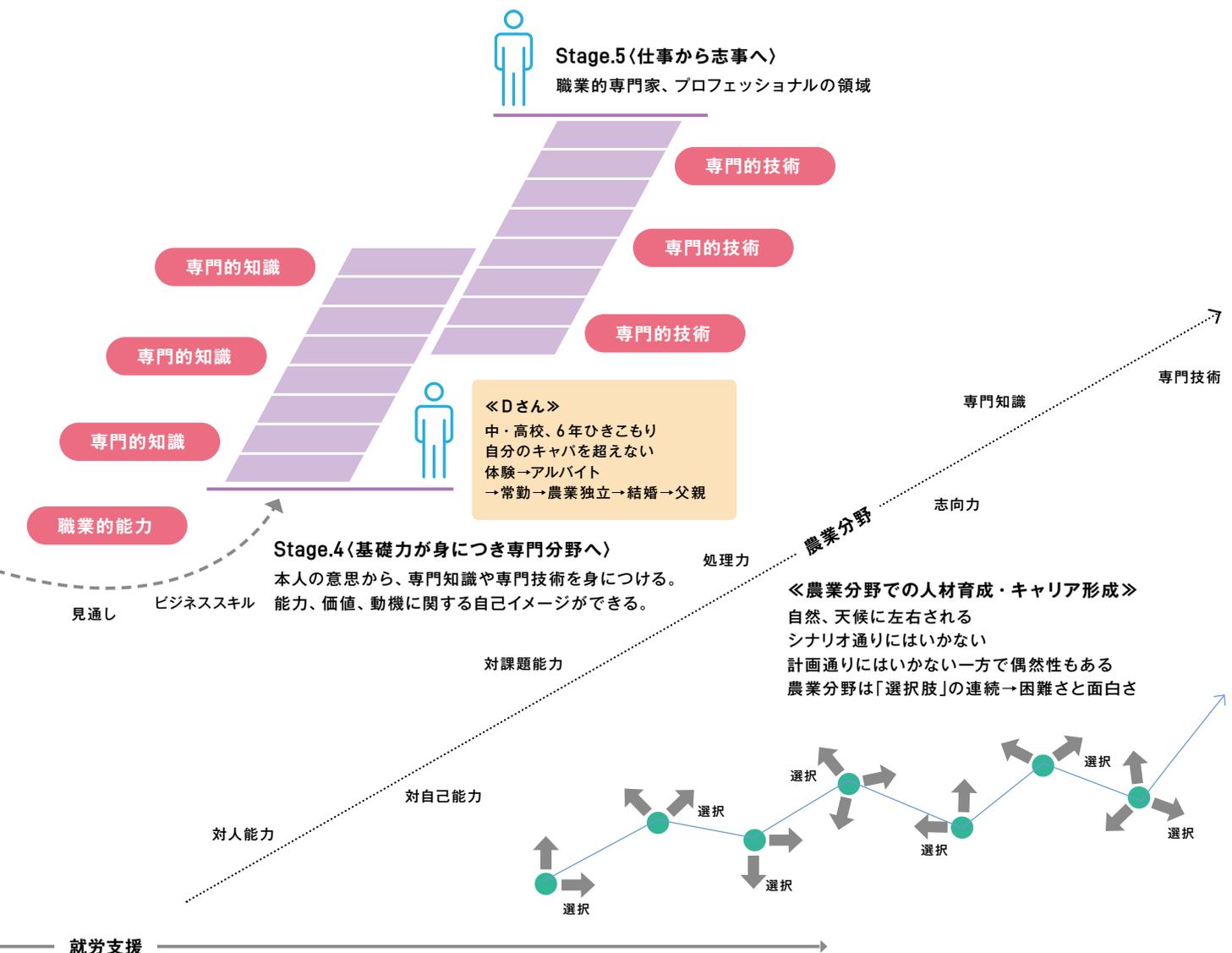
(1) 泉州アグリにおける農作業の位置付け

泉州アグリでは、就労支援の一環として農作業を位置付け、最終目的を必ずしも就農には位置付けていない。それは、ひきこもりやニートの支援を行う中で、南大阪サポートステーションから泉州アグリに体験に来た者は、必ずしも農業をやりたいから来ているわけではないということがある。したがって、まずは賃金を発生させずに、1週間や2週間といった期間で農業体験をさせながら、支援対象者が継続して農作業をやっていきたいかどうかを見極め、徐々に賃金を発生させていく、という流れとなる。このような方式にすることで、賃金が発生するということはもはや体験者ではない、という意識を支援対象者に持たせるということにもつながる。そして、1日の作業時間を増やしながらか2時間、3時間と増やしながらか最後にはフルタイムでの就労となる。

(2) 福祉的支援と就労支援を兼ねた支援の構築

泉州アグリが実践する就労支援は、福祉的支援と就労支援が一体となった内容となっており、ひきこもりやニートの方が、毎朝起きるといった日々の生活を規則正しく過ごすための基礎となる生活スキルを身につけるところから、社会でプロフェッショナルとして活躍できるためのスキルを体得できる内容となっている。具体的には、①日々の生活を作り上げる段階、②仕事に対する意識が本人の中で変化する段階、③具体的な仕事の実践により様々なスキルを習得する段階、④専門知識を習得する段階、そして、⑤専門家として活躍できる段階という5つのフェーズで構築されている。

※4.「生活困窮者の農業就労訓練に関する地域間連携」(著 主任研究員 濱田 健司)



(3)「ユニット制」による農作業

【ユニット制の概要】

泉州アグリでは、メンバー4～5名からなる「ユニット」を構成して農作業に当たっている。また、各ユニットにはユニットリーダーが配置されている。現在、泉州アグリでは、最大で10程度のユニットが構成されている。なお、後述する泉州アグリが実施する農作業の請負に関しても、ユニット単位で農家に派遣されることになる。

【ユニットリーダーの役割】

ユニットリーダーの役割は、ユニットメンバーの作業管理や習熟度管理、そして、受入農家とコミュニケーションをとることにある。また、各ユニットに配属されるメンバーは、コミュニケーションが苦手な者や集団作業に慣れていない者もいるため、リーダーは各メンバーの性格を理解することも重要となる。ユニットリーダーであるA氏は、リーダーとメンバーが上司と部下の関係になってしまうと、メンバーとの間に距離ができてしまい、ユニットが成立しなくなってしまう、という点に注意が必要であるという。就労支援を進めていく上でも、メンバーのことを理解し、メンバーとの距離を縮め良好な関係を築いていくために、普段から積極的なコミュニケーションをとっていくことが必要となる。

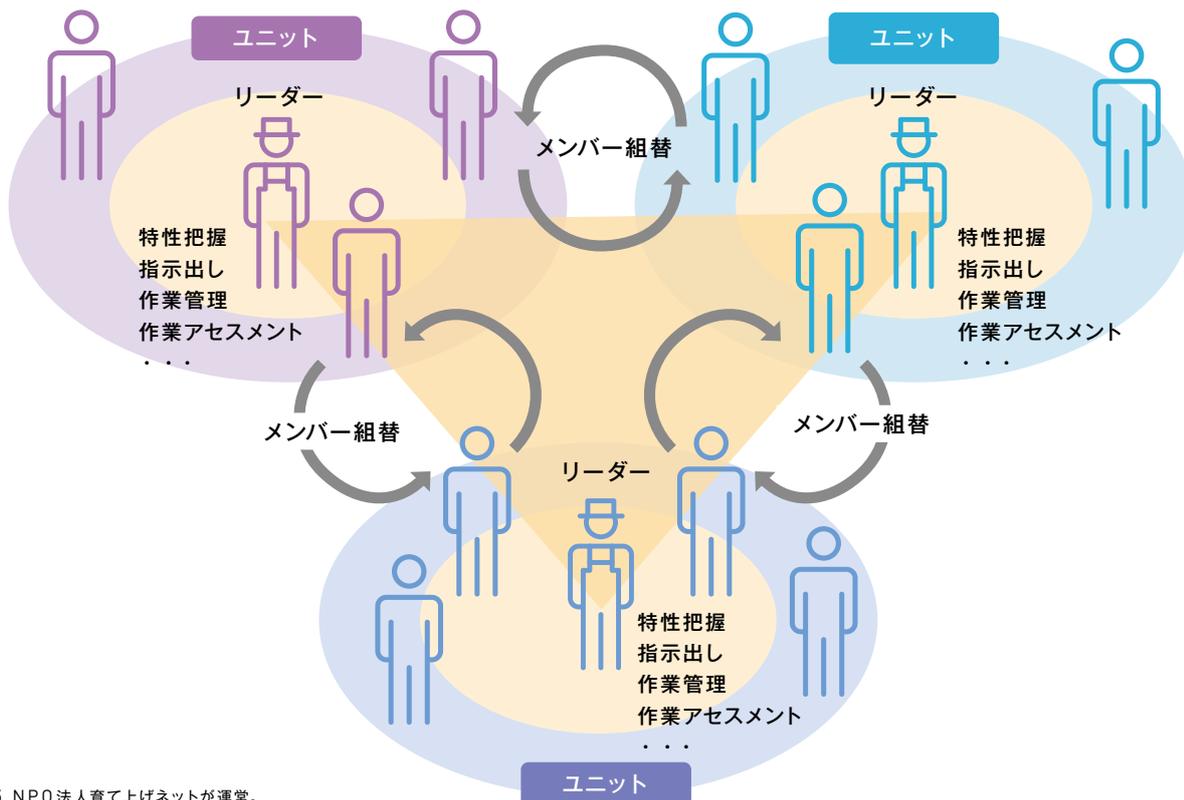
【ユニット制の特徴】

泉州アグリユニットは、4～5名で構成されていることは前述の通りであるが、農家への派遣における移動やリーダーのメンバーの作業管理において、最適な人数となっている。泉州アグリユニット制ではユニットリーダーがメンバーの性格や作業の進め方をきめ細かく把握しており、例えば、自分の作業が終わったら他の人の作業を手伝えるメンバーも入れれば、指示されたことしかできないメンバーもいる。加えて、受入農家の作業に応じて、ユニットメンバーを入れ替えたりすることもあるが、特定のリーダーのユニットでないと作業できないメンバーもいる。こうしたメンバーの特性を把握しながらユニットを構成しているところが泉州アグリ最大の特徴であると言える。なお、ユニットの構成メンバーは作業の内容に応じて組み替えることもある。

ユニット制ができたきっかけの一つは、コネクションズ大阪※5という大阪市のサポートステーションでの支援対象者が、支援員とともに泉州アグリに体験に訪れたことであった。泉州アグリ側が支援員に作業の内容を伝え、支援対象者3～4名が支援員を中心に作業を進めていった。また、支援対象者が作業できるレベルも様々であったが、支援員が調整しながら作業が遂行されていく様子を見て、ユニット制を構築するヒントになったという。

他方で、支援員がいるときにしか作業が回らないという事例も存在する。泉州アグリでは、ユニットリーダーがメンバーに対してきめ細やかな配慮を行っていることが、ユニット制が機能している要因であるといえる。

◆ユニット構成のイメージ



※5. NPO法人育て上げネットが運営。

◆アセスメントシートの例

参加者 検証シート

名前 _____ 日時 _____

記入者 _____

評価項目

評価項目	内容	1	2	3	4	評価
		できない・ない	ある程度・あるが	ほぼできる・ある程度	できる・ある	
訓練生活	参加状況	正当な理由(通院、電車の遅延等)のない遅刻、早退、休みはない。				
	健康状態	健康にきをつけ、良好な体調を保っている。				
	身だしなみ	現場に応じた身だしなみをしている				
対人関係	挨拶	相手や場に応じて挨拶ができる				
	意思疎通	スタッフや他の参加者と円滑な意思疎通・会話ができる				
	立場・役割	現場の上下関係、指揮命令系統について理解できる				
作業力	人間関係の維持	人間関係を築き、維持できる				
	体力	一日を通して作業ができる体力がある				
	指示	指示通りに仕事ができる				
	正確性	正確に作業し、品質、水準を保持できる				
	作業速度	適切な速度で作業ができる				
参加態度	習熟	与えられた作業に習熟している				
	応用力・柔軟性	作業の内容、手順等の変化に対応できる				
	危険への対応	危険や禁止事項に対応できる				
	質問・報告・相談・連絡	必要な時に自発的に質問・報告・連絡・相談ができる				
	時間	時間(作業開始時間、休憩時間)が守れる				
参加態度	整理整頓	道具、材料、部品等を大切に扱い整理整頓ができる				
	積極性	どんな作業にも自分から積極的に取り組める				
	集中力	集中して仕事に取り組める				
	責任感	与えられた仕事は責任をもって最後までできる				
共同作業	作業や役割を分担したり、協力して作業ができる					

総評

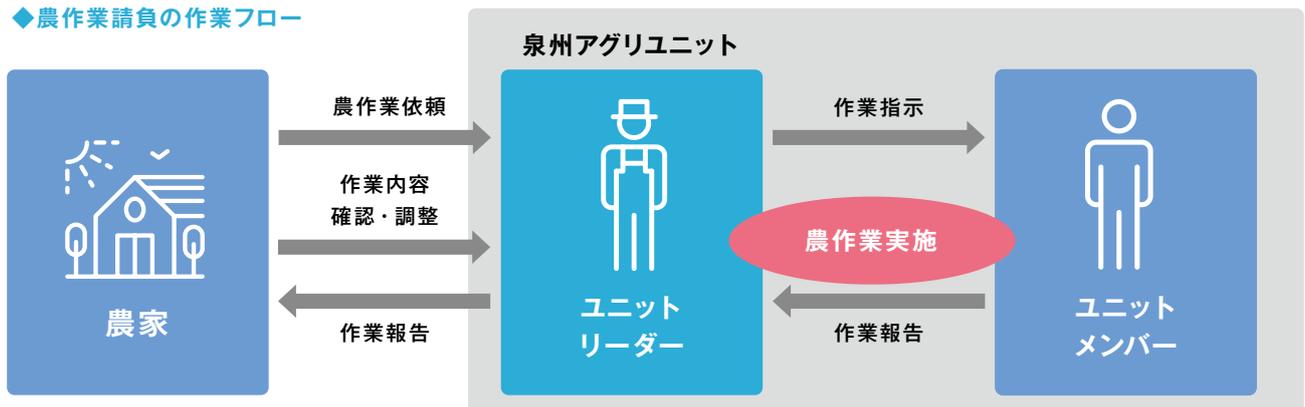
【ユニット制の意義】

社会に馴染めなかった者やひきこもり、ニートが就労し自立していくためには、まずは安心して仕事に取り組める環境作りが求められる。泉州アグリでは、ユニット制を構築することでメンバーが安心できる場所を作っている。いわば、ユニットがメンバーの居場所としての存在となっている。それは、ユニットリーダーが各メンバーと信頼関係を築き上げるスキルを身に付け、メンバーの人間性の理解に努めているからである。このようなスキルは言語化されない要素が多いため、泉州アグリではマニュアルでリーダーを育成するのではなく、リーダーがリダー

を育てるという方針をとっている。このような画一的なマニュアルで育成していないことが逆に、ユニットメンバーの居場所づくりに奏功している。ユニットメンバーにとっては、社会において自分の居場所を確保できることで社会性を高めていく機会が生まれ、社会復帰や自立に向けての重要なステップにもなっている。

加えて、ユニットのメンバーは、今までの仕事で失敗して責められる経験を持った者が多かったが、ユニットであれば、自分一人の責にはならず、仮に失敗したとしても自分だけが責められることがないという安心感にもつながっている。

◆農作業請負の作業フロー



【農作業の請負】

泉州アグリでは、ユニット単位で受入農家の作業を請け負っている。作業の請負は地方の農家の場合もあれば、泉佐野市の農家の場合もある。受入農家の選定は、加藤氏が担っている。

受入農家での実際の作業にあたっては、ユニットリーダーが受入農家とコミュニケーションをとり、作業の内容を確認し

た後、各メンバーに作業指示を与える。受入農家との窓口をユニットリーダーに限定し、ユニットメンバーが安心して作業を進められることになる点が非常に重要であると加藤氏は言う。受入農家側の立場からすると、農家側の考えで作業を進めてもらいたいという思いがあるが、その考えを直接メンバーに伝えてしまうと、メンバーが混乱に陥ったりする恐れがある。そうしたことがないよう、ユニットリーダーが農家とメンバーの間に入り、作業を管理・調整していくことが重要となってくる。

3. 地方との連携と継続的収入を得る循環モデルの構築

【地方との連携】

泉州アグリでは、泉佐野アグリカレッジ^{※6}として、青森県弘前市や石川県加賀市と連携し農作業を体験できるプログラムを実施している。

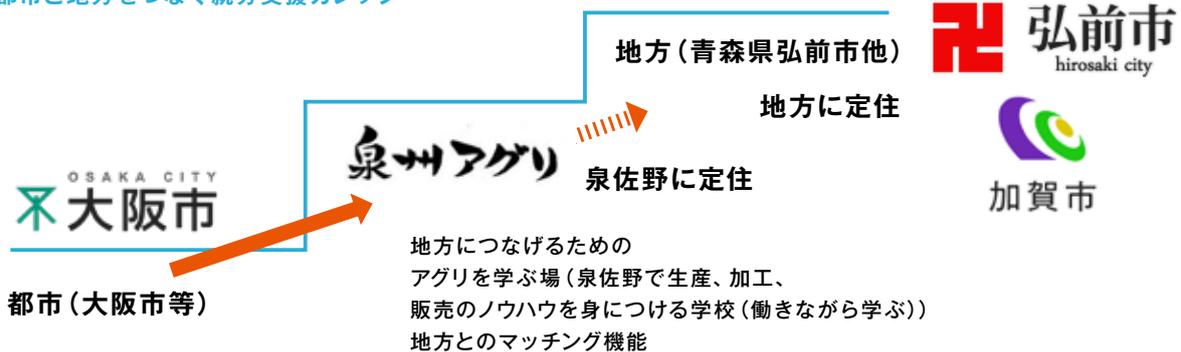
弘前市との連携は、弘前市が広域連携の事例を調査する中で、泉佐野アグリカレッジの取組を知り、弘前市が泉佐野市に連携を打診したことがきっかけであった。そして、地方創生先行型交付金を活用し、連携が始まった。また、弘前市と泉佐野市の連携を知った加賀市からも連携の打診があり、地方創生推進交付金を活用した弘前市、加賀市及び泉佐野市での連携に拡大した。^{※7}

同カレッジでは、泉佐野市で農作業を学び、弘前市及び加賀市で農業暮らしを体験するというプログラムを提供している。具体的には、体験者はプログラムに申込後、5日間で6次

産業体験コースを受講する。その後、希望者は弘前市もしくは加賀市でのプログラムに申し込む。なお、プログラムは何回でも受講可能となっている。

具体的な体験プログラムの内容として、弘前市ではリンゴ生産体験プログラムとして、加賀市ではナシ生産体験プログラムとして、それぞれ「まるかじりコース」と「ひとかじりコース」が用意されている。「まるかじりコース」では、1週間～3週間程度の日程で弘前市ではリンゴ、加賀市ではナシの生産を体験することができる。「ひとかじりコース」では、3日間のプログラムでリンゴ生産の見学が主な内容となっている。なお、「まるかじりコース」は月一回程度の開催、「ひとかじりコース」は不定期開催となっている。なお、同プログラムの体験者数はこれまでの累計で611名^{※8}となっており、そのうち、83名が就労に結び付いている。

◆都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ



- 大都市圏から地方への移住はハードルが高い。
- 大都市圏から地方への中間支援機能が必要。
- 都市圏であり地方の特性も持ち合えず「泉佐野」にしかできないことがある。
- 都市と都市、都市と地方をつなぐ役割や、関空のように地方へのポンプアップ機能

※6. NPO法人おおさか若者就労支援機構、株式会社泉州アグリ、有限責任事業組合大阪職業教育協働機構の3つの団体が構成された共同企業体。3社の特性と泉佐野の地域性を活かして人と農、都市と地方をつなぐきっかけを生みだす場をつくり出すことを目的に設立された。

※7. 「地方創生関係交付金を活用した越境連携事業の実態把握」(著 小川勇樹、戸田敏行)

※8. 2015年の開始以降2020年9月までの実績。

参加者の様子



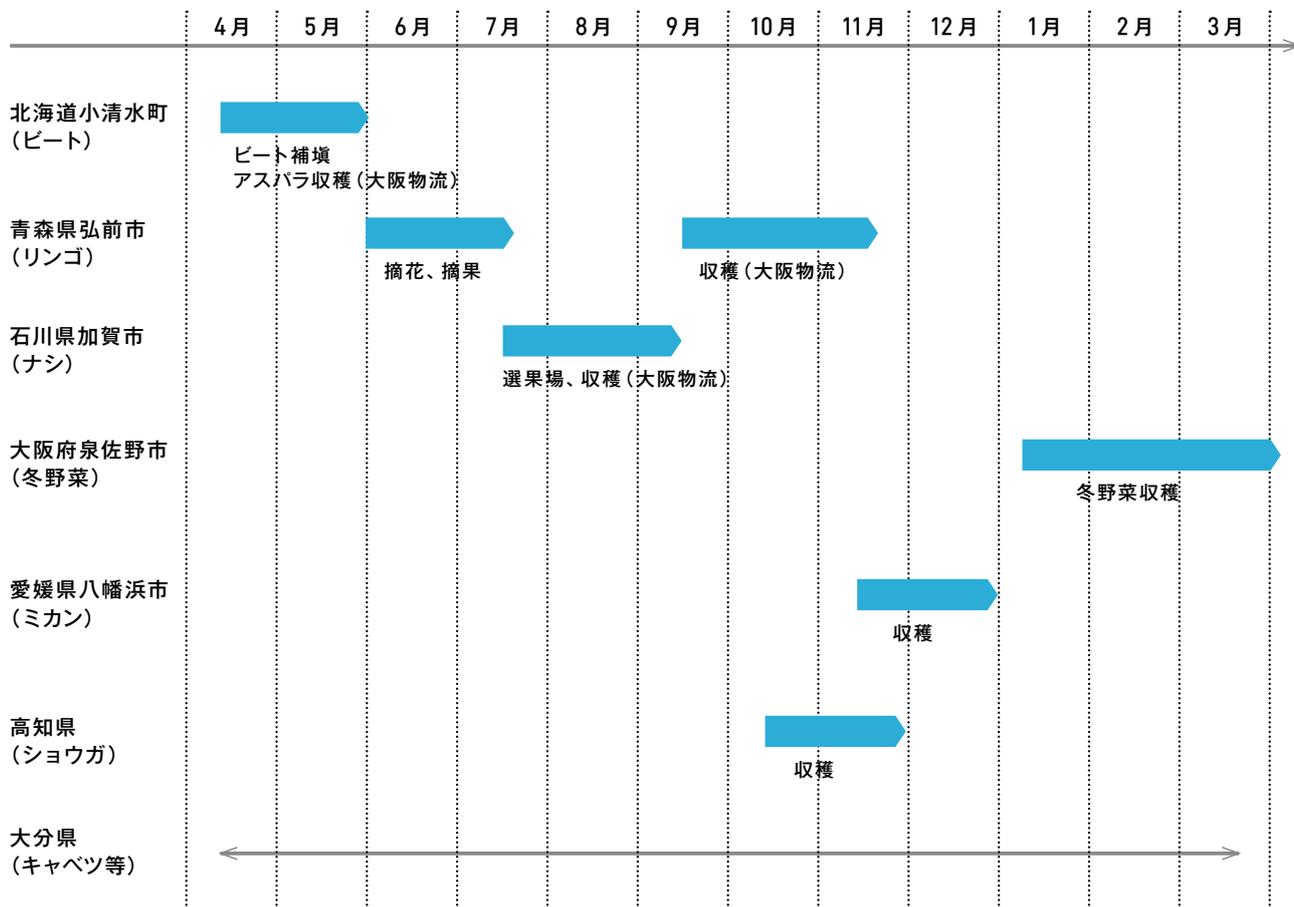
【継続的な収入を得る循環モデルの構築】

前記のように、地域と連携して農家にユニットを派遣して農作業を請け負うことは泉州アグリにとって年間を通じて農繁期を組み合わせることを可能とし、ユニットメンバーが継続的に収入を得られる仕組み作りの形成につながる。例えば、6月から7月にかけては弘前市でリンゴの摘花、摘果作業に従事し、その後、9月頃までは加賀市でナシの収穫に携わる、といったように、通年で各地域の農繁期に合わせてユニットを派遣するようなことが考えられる。

この仕組みは、各地域にとっても、農繁期といった必要なときに必要な労働力を確保でき、労働力不足や後継者不足の解消に寄与する他、関係人口の増加、二地域居住や地方移住といったことを期待することもできる。実際、石川県加賀市のナシ生産体験プログラムに参加し、加賀市に移住、就農した実績も生み出されている。加賀に移住を決めたAさんは、何度も通ううちに加賀市での生活が自身に合い、移住を決めた。現在、Aさんは、2021年の2月に独立することを目指して準備を進めている。

また、加賀市においては、今回の体験プログラムで得た知見やノウハウを活かし、今後は生活困窮者自立支援の一つのプログラムとして提供できないかどうかを検討している。

◆循環モデルにおける年間スケジュール(例)



4. 今後の展望・課題等

【農作業請負にかかる成果と課題】

泉州アグリが実施する農作業の請負事業は、泉佐野市でも徐々に浸透し始めてきており、問合せ数も増えてきている。泉佐野市は泉州アグリの本拠地ということもあり、農家から直接、泉州アグリに依頼が寄せられることもあるという。また、他地域との連携も拡大しており、弘前市や加賀市での就労支援カレッジを拡大し、北海道や愛媛、高知、大分といった地域にもユニットを派遣している。さらには、関東首都圏からもひきこもり人材の活用にかかる引き合いも受けており、当該地域のサポートステーションと協議を進めている。

課題として、宿泊費用や移動費用の負担を誰が担うかが挙げられる。例えば、小学校の廃校を宿舎にし、交通費や宿泊費をJAが負担している事例がある。この事例では、農家側は負担がなく人手を受け入れることが可能となる。その結果、農家側は自分のところに人手がほしいため、人が来るように様々な手を模索するようになり、農家側の受入体制も改善され好循環が出来上がる。他方で、このような仕組みの構築に向けては、各農家が主体的に進めていくのは限界があるため、JA等の地域の特性や課題を俯瞰している組織が主体となるべきであると考えられる。

また、受入農家の選定にかかる課題として、受入農家で作業することでユニットメンバーも農業を学べる要素があるかどうか、農家側から作業の説明が適切になされるかどうか、といった点を見極めることが挙げられる。また、受入農家側のスタンスとして、泉州アグリを単なる作業支援者とみなしていないかという点も受入農家の選定には重要となる。



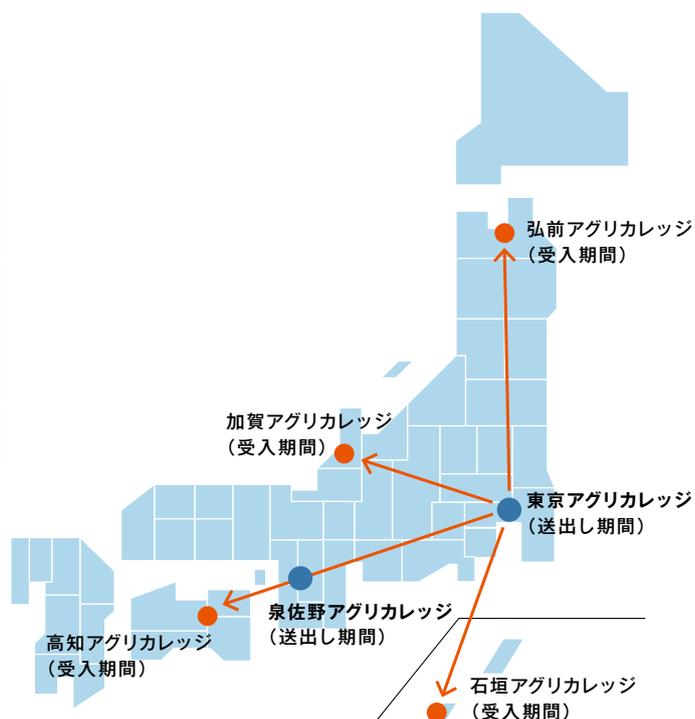
【ユニット制の進化】

泉州アグリ今後の展望として、ユニット制の株式化が考えられるという。例えば、地域の農家の第三者継承を目的として、ユニットを法人化し、第三者継承を実施するということが考えられる。目指す仕組みとして、第三者継承したユニットが繁忙期のときには、他のユニット等から人材を受けられるようにし、逆に閑散期には他の農家を手伝うなど、ユニット単位で農作業をシェアリングすることが考えられるという。こうした仕組みを構築することで、生産地を守ることができるようになるとよいと加藤氏は言う。

【自治体としての支援】

泉佐野市は、令和2年度まで、地方創生推進交付金により泉佐野アグリカレッジを支援してきた。来期以降の泉州アグリへの支援は検討中となっているが、可能な限り、支援を続けていきたい、という考えである。他方で、国庫を活用した支援であると、予算の使用目的に即した活動を泉州アグリに求めざるを得ないことから、泉州アグリ活動範囲に制限が生じてしまう、というのが自治体としての課題である。

◆都市と地方を結ぶ就労支援カレッジ



農業を通じ多様な人材が持続的に活躍できる地域社会を目指す「安芸スタイル」

1. 地域農業の特徴

(1) 地域特性

高知県安芸市(以下、「安芸市」と略す)は、高知県の東部に位置し、市域の大半は山地・丘陵地であるが、市の中心部は安芸川を中心に安芸平野を形成している。気候は温暖で、日照時間も長い。総耕地面積968ha(田耕地791ha、畑耕地177ha)は、総土地面積の3.1%ほどと少なく、その多くは林野面積が89.7%を占めている典型的な中山間地域である。

最新の農業センサスによると、農業就業人口は1,660人と総人口17,577人の9.4%。総世帯数7,604世帯に対し、総農家数は1,005戸と13.2%を占めている。そのうち販売農家数は795戸と販売農家率79.1%、その内訳は主業農家数468戸、準主業農家数55戸、副業的農家数272戸である。農業経営体数823経営体における産出額は861千万円であり、部門別では右記表のとおり、野菜:723千万円/569経営体、果実63千万円/230経営体、米:34千万円/410経営体の順となっている(下表)。

また、野菜指定産地に該当する品目は、冬春なすで、安芸市を管轄にしているJA高知県安芸地区では、140haで642人の生産者が栽培、9,179トンの出荷量を計画し、全国一の生産量を誇っている。そのほか冬春ピーマンがある。また、山間部ではユズを中心とした果樹栽培行われており、ユズの生産量は国内トップクラスを誇っている(下表)。

(2) 自治体の農業振興に関する施策

【安芸市の新規就農支援体制】

2015年当時農業就業人口における65歳以上の占める割合である高齢化率は45.28%であった。高知県全体でもこの20年間農業就業人口が約2.5万人減少し、高齢化率は42%から59%と増加していること、以前の高齢化率調査以来5年を経過していることを考慮すると安芸市内の農業における高

◆野菜指定産地に該当する品目 (平成31年産作況調査(野菜))

品目	作付面積	収穫量
冬春なす	152ha	20,200t
冬春ピーマン	7ha	1,050t

【出典】農林水産省/わがマチ・わがムラ～市町村の姿～

◆農業部門別の産出額・農業経営体数

農業産出額(推計)	産出額	農業経営体数
合計	861 千万円	823 経営体
耕種計	856 千万円	
米	34 千万円	410 経営体
麦類	-	-
雑穀	-	2 経営体
豆類	0 千万円	3 経営体
いも類	1 千万円	5 経営体
野菜	723 千万円	569 経営体
果実	63 千万円	X
花き	23 千万円	22 経営体
工芸農作物	9 千万円	20 経営体
種苗・苗木類・その他	4 千万円	
畜産計	5 千万円	
肉用牛	0 千万円	2 経営体
乳用牛	4 千万円	1 経営体
うち生乳	X	
豚	-	-
鶏	1 千万円	
うち鶏卵	X	2 経営体
うちブロイラー	X	1 経営体
その他畜産物	-	
加工農産物	0 千万円	

【出典】農林水産省/わがマチ・わがムラ～市町村の姿～

注1: 農業産出額(推計)についてはH30年値、農業経営体数についてはH27年値。

注2: 農業経営体数の合計は実経営体数のため内訳と一致しない。

齢化率はさらに上昇している。中山間地域で行われる果樹栽培は、平地における営農に比べ労働の多労性(労働の過重)は従来から指摘されているところであり、高齢化とも相まって安芸市の農業労働力は不足している。こうした状況にあつては、

1. 栽培管理が不十分: 収穫、出荷に追われ作物の管理が十分にできない
2. 上記1に伴う品質の低下

- 3. 品質低下に伴う販売価格の下落
- 4. 農家収入の減少
- 5. 経費削減：労働力にあった栽培面積、資材変更、人件費低減

という負のスパイラルに陥り、ひいては産地力の低下につながるものと危惧されている。

こうした労働力不足を解決するために、後継者、新規就農者が安心して就農できる環境づくりを行う取組が安芸市を中心に進められている一方で、JA高知県安芸地区（以下JA高知安芸）では、無料職業紹介所を開設している。

開設は2003年4月。のち、現在に至るまでに近隣の1市2町2村が加入している。事務局はJA高知県安芸地区、営農企画課で情報を一括管理、求人・求職受付、紹介、雇用契約までを担当する。マッチングの後、面接に合格すれば14日間

の研修に入ることを原則とする。研修で双方合意すれば雇用契約を締結する。このように、「相談→面接→実習→雇用」という流れができています。2019年度は求職者が47名、求人戸数89。マッチングが63件という状態である。

なお運営は、加入各市町村及びJAより負担金をもって運営がなされている。

就業前の農業研修・農業体験の受け入れをJA出資法人である、「株式会社アグリード土佐あき」が担っている。

なお、安芸市では、2006年にいち早く「安芸市担い手支援協議会」を発足させており、安芸市、安芸市農業委員会をはじめ、高知県安芸農業振興センター、JA高知県安芸地区、JA園芸研究会で構成するサポートチームが巡回指導など、きめ細やかな支援を行ってきた歴史がある。

2. 農福連携による就農支援体制の構築

(1) 背景・経緯

① 安芸福祉保健所と自殺防止の取組

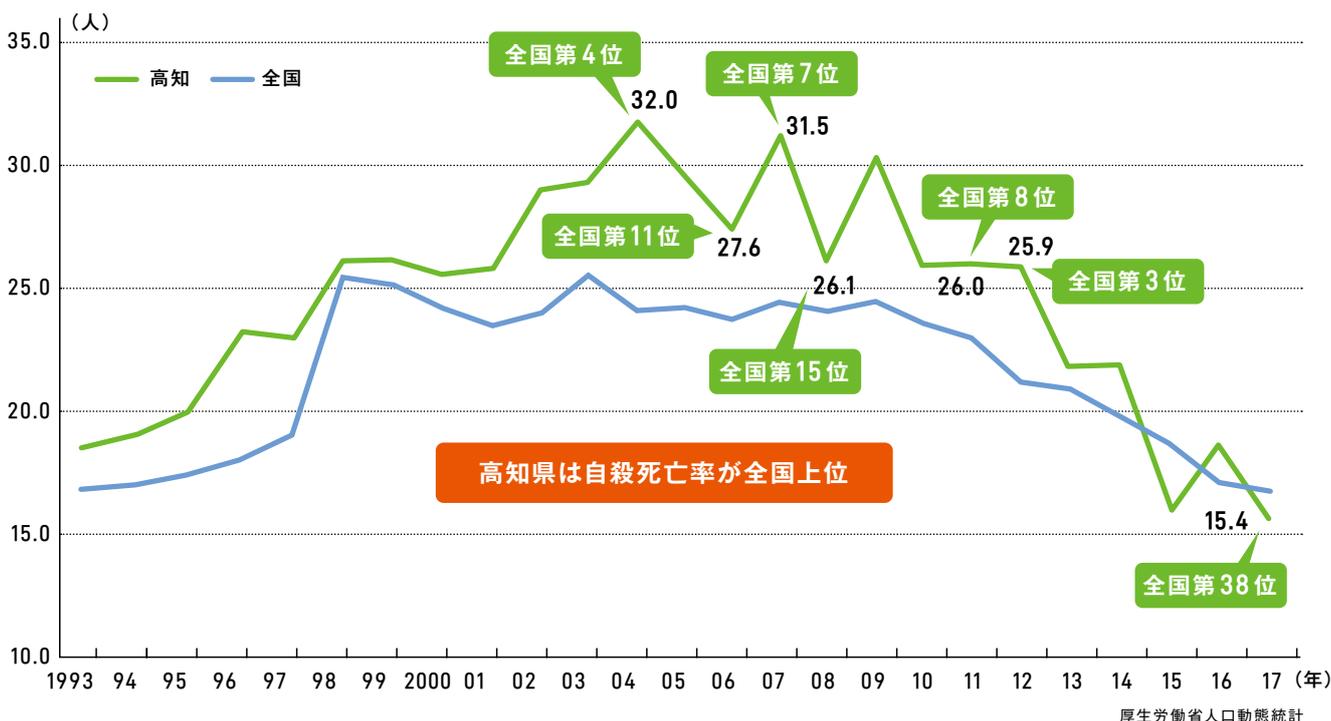
2011年の時点で、高知県の自殺死亡率は、10万人当たりで26.0人（全国22.9人）と全国で8位と高い水準で推移していた（下図）。とりわけ、安芸保健所圏域は42.3人と他の圏域と比べても高い状況で自殺防止対策が急務であった。そこで、高知県安芸保健所の職員が、2013年、市町村や弁護士、司法書士、精神科病院（2院）、県立精神保健福祉センターに声

をかけ、「ここから東部地域ネットワーク会議（自殺予防ネットワーク）」準備学習会を経てネットワークを立ち上げ、年間3回程度会議を開催することとした。なお、個別のケース対応などは、随時関連する機関が集まり、緊密な連携を行っている。

現在では、福祉機関のみならず、不動産会社、農家、飲食店なども参加し、地域の「見守り」に必要な強固なネットワークを形成するに至っている（ちなみに、ネットワーク会議名称の「ここから」は「こころ」と「からだ」を意味する）。

年を追うごとに、参加機関に薬剤師会と管内警察署、管内地域包括支援センター、管内消防本部と管内就労支援事務

◆ 自殺死亡率の推移（人口10万人あたり）

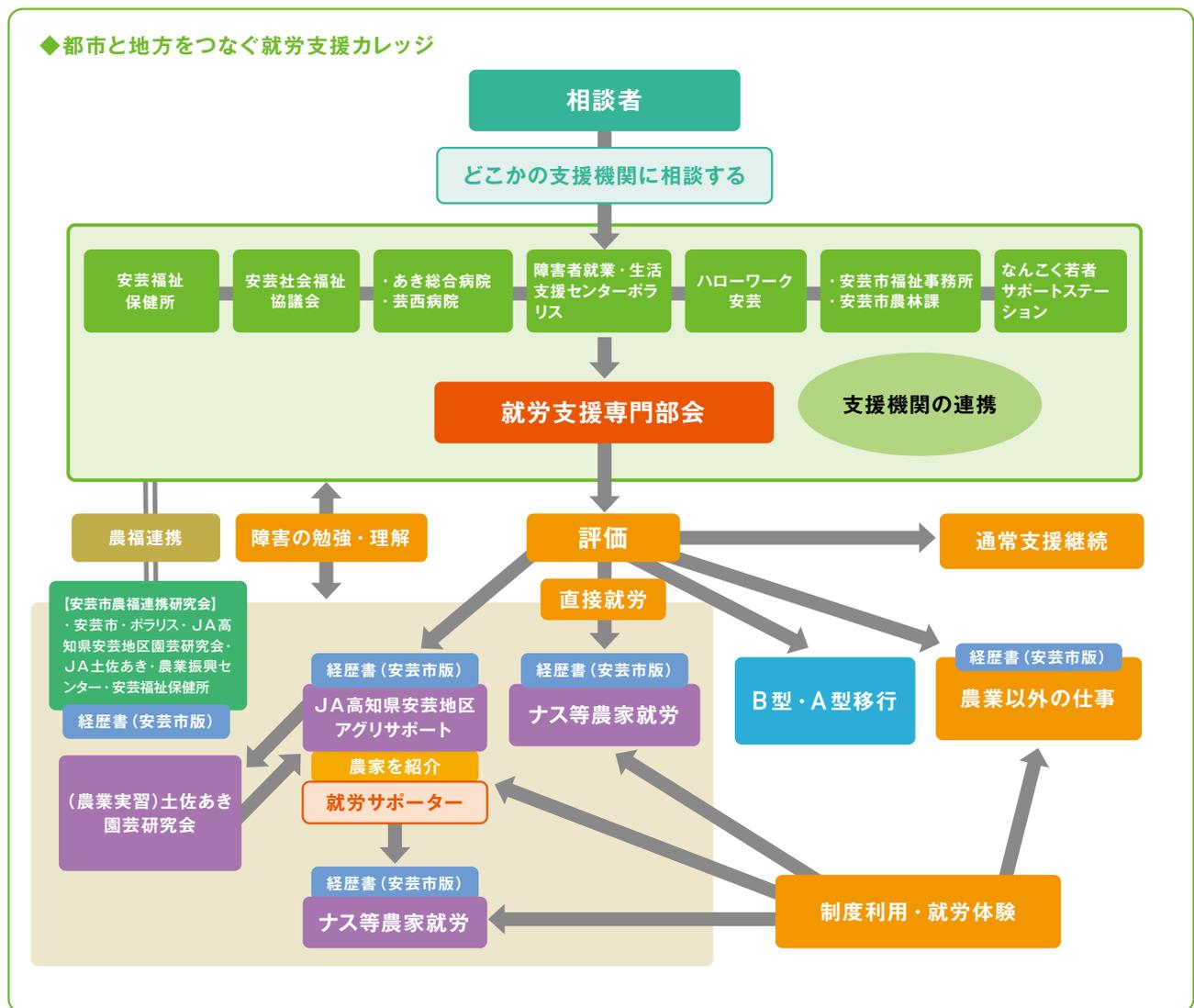


所、管内相談支援事業所、精神科病院、安芸公共職業安定所、高知県障害保健福祉課（現障害保健支援課）が加わるなど、連携が拡大した。この時期、安芸福祉保健所管内では、年間の緊急対応件数が30～40件程度と他の圏域と比べて非常に多いうえ、内容としては自殺未遂者や生活困窮者への支援、ひきこもり相談、精神障害者の問題等であり、複雑困難かつ多様なケースが多く、市町村のみならず警察署、消防署、時には入国管理局等他の関係機関との自殺対策以外での連携も同時に行う必要があった。

こうした事例（ケース）を丁寧な解決していき、2017年1月には、安芸市をモデルに自殺未遂者相談支援事業を開始、10月からは安芸市のみならず圏域全体に拡大。2019年3月末現在、自殺未遂が14件発生するも、全事例で自殺の再企図はゼロとなっているほか、自殺死亡率も全国38位と大幅に後退。一定の成果を出している。また、ひきこもりや自殺未遂者相談支援業における地域の連携やネットワークから就労支援事業としての農福連携も開始されることとなった。

② 農福連携の試み

農業による就労支援（農福連携）を開始するきっかけは、生活困窮者自立支援事業の一環で、安芸市社会福祉協議会、福祉事務所の保健師とともに、安芸福祉保健所の精神保健福祉担当者が、あるひきこもり男性（A氏）を訪問した際に起こったことが原因だった。当初、理解不能な言動をとっていたA氏の自宅裏に整然と作られた畑と廃棄された石の大きな山があることを発見、A氏が作ったものと確認。この特性を活かして、ハウスを作るために整備していた農家の圃場にアルバイトとして紹介。圃場の石拾いと、ハウス建設後にナス栽培を行うこととなった（右画像）。



(2) 持続可能な実施体制の整備

2014年、A氏のナス栽培での就労が農家の間に広がり、問合せが多くなった。それから一人ひとり、ひきこもりや発達障害を抱える人々が農家や酪農業での就労を始めるようになるとともに、地域農業者の中に農福連携の理解が進んでいくようになった。

2017年には、福祉サイドに就労支援の実働部隊である就労支援専門部会が発足。安芸市の重要な産業である農業を就職先として広げていこうということで、安芸市農林課にも参加を要請。その頃も担当者が個別に対応していたが、異動がつきものの一公務員の力に頼るばかりではなく、組織として第二、第三の人材を育成することを目的として、2018年5月「安芸市農福連携研究会」を設立した(前頁下図)。

この研究会には、安芸市(福祉事務所、農林課)、高知県安芸福祉保健所、高知県安芸農業振興センター、障害者就業・生活支援センター ポラリス(以下、「ポラリス」と略す)、こうち若者サポートステーション(以下、「サポステ」と略す)、JA高知安芸(営農経済センター営農企画課)が参加。担当者の異動によって就労支援対象者の情報が途切れてしまうことを防止するため、事務局を安芸市農林課が担って現在に至っている。

事務局では、定例会を毎月開催し、関係機関や支援者の近況や課題・問題を共有する場を設けている。先述のように各支援機関が縦割りを排し連携しているため、当事者個人々の特性や就労支援の経過を支援機関も把握したうえで支援対象者が厚く見守られた形で進められている。

また、農福連携を実質的に取りまとめているJA高知安芸では、地域農業者に対する農福連携の理解と、支援対象者に対する農業理解を促すため年2回定期的に開催される研究会で農福連携に関する勉強会を行っている(現在はコロナ禍のため中断中)。

勉強会では、グループ討議を連続して行っている。グループ討議では、農福連携を受け入れている農家と受け入れていない農家のグループ、また

支援者のグループを加えた3グループで話し、受入れを行わなかったこと、また農福連携で不安に思うことなどを互いに率直にぶつけあうことで、不安が解消され、想いを理解するように努めた結果、今まで受入れについて懐疑的であった農家にも理解が深まり、実際の働きぶりについての口コミと相まって急速に受入れが広がっていった。

なお、2019年6月には農福連携の高知県サミットを安芸市において開催するなど普及啓発に努めている(下画像)。

(3) 財源と資金調達

「安芸市農福連携研究会」が設立されて以降、現在に至るまで農林課としては各種活動の財源となる予算は持っていない。サミットの開催の際は、高知県農業会議に共催となってもらい、講師謝金、旅費交通費、当日配布の資料の印刷製本費用を捻出した。

安芸スタイルの農福連携で非常に重要な役割を果たしている農業就労サポーターをJA高知安芸が設置、こちらはJAが予算措置を講じて雇用している。安芸市は新規就農に力を入れており諸施策が手厚いこともあり、新規就農希望者も一定数存在し、限られた予算をどう振り分けていくかは、今後の課題ともなっている。



3. 就労支援の実際と特徴

(1) 就労支援の実際と特徴

安芸市では新規就農支援の諸施策を手厚く用意していたが、本来自殺対策を実施している福祉サイドの支援出口として農業分野における就労が見出されたことにより、福祉サイドと農業サイドが連携することとなった。

就労希望者は、高知県安芸福祉保健所、安芸市福祉事務所、社会福祉協議会、こうち若者サポートステーション、安芸職業安定所、ポラリス、あき総合病院、芸西病院のいずれかに相談する。繰り返しになるが、支援機関は相互に連携しているので、最も課題解決につながる機関とともに就労課題の解決

に当たることとなる。

加療が必要な場合は医療措置を、就労が可能な場合は農福連携研究会と就労支援専門部会にて討議、就労について方針を決定する。

また、就労可能という判定を受けると、基本的に直接雇用の上、最低賃金(以上)を支払う制度になっている。

直接就労が可能と判定を受けた以上、最低賃金以上でなくてはならないという考えのもと運用されている。

もし、最低賃金分の就労が難しい方は、継続支援A型・B型事業所、就労移行支援にて、福祉的就労を行い、直接就労へのトレーニングを重ねることになる。

就労が可能と評価されると支援者と話し合いながら経歴書(安芸市版)を作成する(下図はその一部)。もともと安芸市

が作成したものであるが、さらに高知県安芸福祉保健所職員が加除を行ってより最適化したものとなっている。



個人の資質や希望はもとより、キーパーソン、水分補給や食事についての注意点、コミュニケーションや本人への伝え方、パニックへの対応、姿が見えない時の対応など広範多岐にわたる項目を設定することで、一人ひとりの特性(個性)と、注意点や配慮して欲しい点を細かく可視化し、事前に共有することで受入先の安心感につながっているのが特徴である。

農福連携の当初は、福祉担当者のお願ひもあって受け入れている農家もあり、「正直怖いと思った」という声もあった。しかし、こうして細やかに特徴を書き、個人に対しての理解が進むことで当初の不安感は払拭されつつある。このことも、安芸市での農福連携が広がってきている一つの重要なポイントであろう。

また、下記の「就労受入支援計画書」を受入先と協働にて作成し、一人ひとりに合った就労の目標や在り方を計画している。農家によっては、半年や1年という区切りで下記計画書を元に面談(「振り返り」)を行い、達成度合いの確認はもとより、腹藏なく話し合うことで就労側の精神的な安定感を生み出すことに成功している。

【就労受入支援計画書】

受入先との面談、今年就業開始の計画内容を記入ください。

作成日	年	月	日
就業前			
就業開始			
就業中			
就業終了			
就業終了後			
就業終了後			
就業終了後			
その他			

作成機関名・担当者名:

(3) 受入農家

受け入れる側の不安を払拭するため、精神保健福祉センターの所長を講師として少人数の生きづらさの理解についての勉強会を適宜開催している(下図)。

障害ごとや一人ひとりの特性を把握するとともに、農作業のどの部分が得意で、何が不得手なのかを学ぶことで受入れの際のOJTカリキュラムとともに編成しているほか、ジョブコーチ的な視野も持って受け入れるようサポートされている。



Q&A

問1) どれくらいの農家が受け入れていますか?
個人の農家、法人の農家、出荷場などで受け入れています。

受入先の内容(令和2年9月現在)

受入先	受入人数	1戸(1カ所)あたりの受入れ人数
畜産農家	1戸	1~2人
野菜農家	16戸(法人含む)	1~4人
果樹農家	1戸	2人
出荷場	4場	1~5人
その他	JA高知農安芸地区、法人(青森) など	1人、3人

問2) どんな作業を精むことが出来ますか?
作業をする人の障がいの内容や程度、その他の条件により異なります。複雑な作業は難しい場合もあります。

農家や出荷場での就労状況(令和2年9月現在・抜粋)

障がいの種類	就労状況・仕事内容
事例1 知的障がい	AMは惣菜店で勤務、PMは農家でナスの袋詰め作業
事例2 引きこもり(10年)	ナスの収穫、摘果、整検など
事例3 発達障がい	ユズの収穫、文旦の選別など

問3) 作業の指示や指導はどのようにすれば良いですか?
JAに農業と福祉をつなぐ就労支援サポーターがいます。慣れるまではサポーターが指示・指導をします。最初は必要に応じてサポーターに指示をしてください。

(4) マッチングから就労

先述のとおり、JA高知県安芸地区無料職業紹介事業により、一人ひとりに合った農家を紹介している。

2020年6月現在では、求職者47名、求人89件、マッチング63名となっている。

面接はJA立会いのもと、現地圃場で面接が行われる。マッチングが成立すると、「相談→面接→実習→雇用」の流れに沿って実施。ちなみに本年初めて「障害を持っている人でも構わない」旨の求人票が提出されたとのことである。農福連携の効果が目に見えて広がりつつある表れであろうと考える。

農福連携を単なる労働力として、「作業したら終わり」というのではなく、被用者の福祉側も使用者の農業側も成果以上の満足を得られなくてはならない」というのを「安芸スタイル」に掲げる目標とした。そのために、例えば新規就農者グループであるANA「あきナスアソシエーション(Aki Nasu Association)」においても、積極的に連携をサポートしている。なお、一般就労に至らない方については、就労継続支援事業B型、就労移行支援をサービス内容として提供している「多機能型事業所 こうち絆ファーム・TEAMあき」において再就労のチャンスが用意されており、人材育成という面で非常に重要な役割を果たしている。

安芸市の主要作物であるナスは、繁閑の差が激しく、農閑期には仕事がほとんどなくなってしまふ。したがって「絆ファーム」では農閑期でも仕事ができるように畑を借り、ハウスを建て、ナスの農閑期がシーズンとなるオクラの栽培や収穫、または時期をずらしたナス栽培、あるいは酪農の現場での仕事を切り出すことで一年中仕事があるようにし、人々のモチベーションが落ちないように工夫がなされている。

また、集出荷場のほうでは、従来個々の農家が夜中までかかって行っていた袋詰めを仕事として切り出し、働く場を提供することで、多面的に就労できる環境が整えられていることも特徴である。



① 実習

まずは、14日間の研修期間を設けており、お互いが合うかどうかを見極めている。なお、研修期間中においても、受入農家が県の最低賃金を支払うこととしている。その後、受入農家と本人の意向があれば雇用契約を締結という流れにしている。また、実習受入農家には、実習生一日一人当たり4,500円が支給される。受入農家向けの支給については県で予算化され、県の地域活動支援センターにより負担されている。

② 就労

就労は直接雇用とし、最低賃金以上を支払う。先述のように、直接雇用が可能と判定された方が就労というコースを取るため、最低賃金の適用除外などは受けないことになっている(直接雇用が難しい場合は、就労継続支援事業B型、就労移行支援をサービス内容として提供している「多機能型事業所 こうち絆ファームTEAMあき」において福祉的就労のチャンスが用意されている)。先述のように、ナス農家で就労する人については繁閑の差が激しいので、農閑期には絆ファームや酪農農家、露地のユズ、シシトウ、水耕栽培のナスなどでの作業を行い、仕事が切れることによるモチベーションの低下、さらにはひきこもりなどに戻ってしまわないように通年で仕事があるように工夫されている。

ちなみに、うまくいっている農家は、「来てくれてありがとう」や「あなたのおかげで今年はいっぱい収穫できた」など、声掛けが上手。口先ではなく、しっかり伝えることにより、本人にも「居場所がある」と実感することができ、長く続いていくきっかけとなっている。農家も身内だったり、周りにひきこもりや障害を持った人がいることを見聞きしている環境があって、他人事ではなく、その人達を支える一役を担いたいという気持ちを持っている方が多いとのことであった。

(5) 農業就労サポーター

雇用契約の締結後、JA単独で雇用されている農業就労サポーター(1名)が本人の働く圃場に派遣される。

期間は契約後、1週間～半年程度、農作業のある日はほとんどすべて訪問する。訪問すると少ない人で1時間、多い人では半日、しっかりついてサポートを行っている。期間等については具体的な定めはなく、対象者によって農業就労サポーターの判断によって決められている。

サポーターの業務内容としては、実際の圃場で農家の指示を受けて本人とともに農作業を行うことから始まり、個人的な相談に乗ることまで含めて、本人が農場にうまく溶け込む手助けをし、定着支援を行っているのが特徴である。メンタル面のケアを行うなど、継続して就労できるよう、きめ細かなサポートを行う重要な役割を果たしている。

サポートの際は、実際の圃場で農家の指示を受けるのであるが、同じナスの作業であっても、ハウス内での作業なのか、袋に詰める作業なのか、あるいはユズにしても青果として出荷するのか、加工用なのかと最終的な用途によって作業の内容が変わってくることを理解した上で、農家の指示を伝えて

作業している。

農業就労サポーターのおかげもあり、定着は進んでいる。うまくいくためのポイントとしては、まずサポーターが農家に気に入ってもらうことが重要である。そのためには農家一人ひとりの性格をしっかりと知ることからスタートしている。例えば、仕事の手を休めたくない農家には事務的な連絡で用件を済ませ、しっかり話したい方にはじっくりと時間を取って対応する。JAからの派遣なので、他の農家と比べられているのでは？との疑念を持つ方もいるが、知らないことは知らないと自分をさらけ出すことで信頼を得ている。

また、仕事内容に関しては、最初は農家が教えたりしているので、それと齟齬がないように、しっかり作業は観察して覚えている。また、例えばナスの収穫一つとっても、このナスを採ってくださいといっても、葉の陰になっていそうなら葉をめぐって確認するなど、サポーターが予め残さないように収穫するようにして、単なるフォローだけではなく、新規就労者が自分の動き方を見て学ぶことによって、結果として農家にとって役立つかどうか、という点を重要に考えている。

農家によっては、一人前の農家にしたいとの思いから、切り出した作業だけをお願いするのではなく、一通り全て教える農家もあり、農家の熱意と本人のやる気によって新規就農への道もあり、それぞれの農家に合わせた対応を心掛けている。

(5)実績

右記表のとおり、2019年度の従業員総数は44名を数え、29名の農家での就労を筆頭に多様な現場で活躍していることから、市内の農業関連事業者に対し、この取組が浸透していることが分かる。かつ、半数以上の23名がこの1年間で就労が決まっていることから、さらなる受入先の拡充により就労数が増えることが期待できる(右上表)。

◆各出荷場への勤務状況

	就労開始月	雇用形態	時間帯	勤務
Aさん	2018年1月	正規雇用	08:00～12:00	応相談
Bさん	2019年11月	正規雇用	08:00～17:00	週1日(休)
Cさん	2019年11月	正規雇用	08:00～17:00	週1日(休)
Dさん	2019年11月	パート	08:00～12:00	週1日(休)
Eさん	2019年11月	パート	08:00～12:00	月・水・金
Fさん	2019年11月	パート	08:00～12:00	応相談
Gさん	2019年11月	パート	13:00～17:00	応相談
Hさん	2019年11月	パート	08:00～17:00	応相談
Iさん	2019年11月	パート	08:00～12:00	応相談
Jさん	2019年11月	パート	08:00～12:00	2日勤務→休

◆2019年度就労状況(2020年5月末現在)

従事先	新規	従事者総数
農家	14名	29名
JA高知県(各出荷場)	5名	9名
酪農	1名	2名
青のり養殖	2名	1名
炭焼き	1名	5名
計	23名	1名

また、下表からも、近年その特性に対し得手・不得手の領域に理解が浸透されてきた発達障害をはじめ、ひきこもりなど多様な方々の就労につながっていることが安芸市の大きな特徴であることが分かる。

◆主な特性

主な特性	従事者総数
身体障害(聴覚・肢体)	2名
知的障害	3名
発達障害	15名
精神障害(統合失調症・うつ他)	13名
ひきこもり(上記以外)	7名
難病	2名
その他(高齢・生活困窮)	2名
計	44名

下表のように、一人ひとりに合った勤務形態を取り入れることで、中間就労をステップにして一般就労につながる事が期待できる。

4.まとめ

他地域でも参考になるポイントを中心にまとめた。昨今、新たな労働力確保の観点から、障害者等の採用に取り組む農業経営体が増えている。その労働者の中には、正確さや、スピードなど健常者以上のパフォーマンスを上げ生産性向上への貢献や、仕事に対するひた向きさの面においても評価が高いことで、経営体単体に止まらず、「農福連携」と称した地域ぐるみで包括的に取り組み始めたいという声も多くなっている。「安芸スタイル」といわれる、多様な人材のマッチングを実践している優良事例である。

①農業サイドと福祉サイドが互いに高め合う関係構築

全国各地に所在する「農業」と「福祉」。安芸市において、それぞれの支援モデルを試行錯誤するも高齢化と自殺者の増大が課題であった。そんな中、2014年の就労事例がきっかけで双方機関に気づきが与えられた。そこからの連携の動きは早く、お互いの支援のあり方や各種メニューを共有するだけでなく互いに垣根を取りはらって学び合ったことが成功のポイントだと考える。

また、農福連携の多くは、社会福祉法人による施設外就労などが多い中、安芸市が抱える課題の一つである自殺者防止の観点から精神障害やひきこもりの者にも着目し、直接雇用につなげていることが特筆すべき点である。さらに近年は、触法者の受入れも始まっている。それぞれの対象者にとって共通する重要なポイントは、農業という産業の中で生きづらさを抱えた人の「居場所」を作ること成功している、ということである。これは、農業サイド、福祉サイドいずれか一方からのみの発想ではなく、互いに学びあった結果の発展形として今後も注目すべき点であると考えられる。

②マッチング機関が、JAであることの強み

従来の「農福連携」のマッチング機関は、中間就労支援機関のセルフセンターやサポステ、就労支援施設などの福祉サ

イドであることが多い。このことにより、農業に対する理解の不足などから、うまくマッチングが推進されないことや、研修中に少しでも理解ができないとミスマッチとして返されてしまうことが少なくない。これを回避するため、各自治体によっては農家をアドバイザーとして起用するなどして工夫が重ねられている。

安芸市では、農業サイドであるJA高知県安芸地区にもともとあった無料職業紹介所を起点とし、就農アドバイザーとしてマッチングを行っているため、農家ごとの状態を把握していることで、紹介する際にも障害の留意点ばかりでなく、何が得意なのかを具体的に一農家ごとの農作業の手順に沿って説明できる点にある。このことで、働く側は『自分は障害者だから迷惑をかけている』ではなく、『地域農業を支える一員』として意識が変わる。人としての存在価値が認められることで働くことや社会に出ることの喜びが醸成される地域づくりにつながっており、その結果として自殺志願者の減少や、再度の企図者の撲滅として表れていると考えられる。

③農福連携がもたらす地域づくり

上記②の効果のみならず、最低賃金以上に直接雇用されることで、生活の安定化が図られる点も大きい。また、雇入側にとっても預かるという見方や単なる労働力の確保というのではなく、未来を拓く貴重な人財として育成するという観点を持ち続けることで、安芸市の農業から始まるまちづくりが展開されるものと期待している。

今回の調査でも時折聞かれた声に、単なる農業の人手不足による労働力確保を考えているわけではない、という声があった。では、何が目的かというと、「生きやすく、住みやすく、働きやすい安芸市を作っていく」という目的で農業も福祉も連携している。地域をよくしていくという目的が一致することで、一層農福連携も緊密に進んでいくという好循環に入っているようである。



【活用可能な省庁の事業／問い合わせ先】

組織名	詳細
厚生労働省	<p>若者雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者雇用促進総合サイト https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action ・キャリア形成サポートセンター https://carisapo.mhlw.go.jp/ ・若者サポートステーションセンター https://saposute-net.mhlw.go.jp
	<p>ひきこもり支援推進事業</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり地域支援センター一覧 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000515493.pdf
	<p>自立相談支援機関一覧</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000707280.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者就労訓練事業…地方自治体が訓練を受け入れる事業者を認定 ・生活困窮者就労準備支援事業…事業を受託し、就労準備支援を実施 ・被保護者就労準備支援等事業…事業を受託し、就労準備支援を実施
	<p>ハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかものハローワーク https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000181329.html ・就職氷河期世代専門窓口 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000181329_00002.html
内閣官房	<p>就職氷河期世代支援プログラム</p> <p>https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_hyogaki_shien/index.html</p>
農林水産省	<p>就農・女性課等の新規就農施策</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/syunou_shiensaku.html</p>
	<p>農福連携の推進</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html</p>
全国農業会議所	<p>全国新規就農相談センター</p> <p>https://www.be-farmer.jp/</p>
JAグループ	<p>新規就農支援</p> <p>https://agri.ja-group.jp/support/start</p>

◆農林水産省の「地域の新規就農サポート支援事業」に関するアドバイザリーボード

飯野 芳彦	全国農協青年組織協議会 参与
木之内 均	有限会社木之内農園 会長 東海大学経営学部 教授
木村 俊昭	東京農業大学 農生命科学研究所 教授
澤田 守 (座長)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構企画戦略本部 農業経営戦略部 組織管理ユニット長
田中 俊昭	アイティーフラワー 代表
濱田 健司	一般社団法人日本農福連携協会 顧問 一般社団法人JA共済総合研究所 主席研究員
藤木 悦子	藤木農園
山本 淳子	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構企画戦略本部 農業経営戦略部 マーケティングユニット長

発行 **一般社団法人全国農業会議所**
(全国新規就農相談センター)

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
(中央労働基準協会ビル2階)

TEL: 03(6910)1133 FAX: 03(3261)5131

新規就農者ポータルサイト【農業をはじめの.JP】

<https://www.be-farmer.jp/>